頁	現行	修 正 案	修正理由
3	(1) 計画の目的	(1) 計画の目的	計画の目的
	(略)	(略)	に「ウイズ
	世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働	世界文化自由都市、レジリエンス、「生活者を基点に、参加と協働で	コロナ社
	で地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ!京(みやこ)プ	地域主権時代を切り拓く」との「はばたけ未来へ!京(みやこ)プラ	会」におけ
	ラン」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ <u>て、(追</u>	ン」における都市経営の理念、SDGsの達成などを踏まえ、 <u>ウイズ</u>	る災害対策
	記) 地震, 台風等の各種の災害から市民の生命, 財産と暮らしを守る	<u>コロナ社会、アフターコロナ社会においても、</u> 地震、台風等の各種の	の推進及を
	とともに,災害が発生した場合に <mark>おいて</mark> も被害の最小化と迅速な回復	災害から市民の生命、財産と暮らしを守るとともに、災害が発生した	追記
	が可能となるよう,災害に強い安心・安全なまちづくりを,市民や事	場合に <u>(削除)</u> も被害の最小化と迅速な回復が可能となるよう,災害	
	業者,地域団体等と連携・協力しながら進めていく <u>ための基本指針で</u>	に強い安心・安全なまちづくりを、市民や事業者、地域団体等と連携・	
	<u> ಶರ</u> .	協力しながら進めていく <u>(削除)</u> 。	
3	(2) 計画の理念	(2) 計画の理念	救助実施市
	また、平成23年の東日本大震災の発生を受けて、これまで京都市が	本市では、東日本大震災を受け、本市の防災対策の成果と課題を検	に指定され
	取り組んできた防災対策事業の成果と課題を検証し、今後取り組むべ	証するため、平成23年度に「京都市防災対策総点検委員会」を設置し、	たことによ
	き方向性を明らかにするため、京都市防災会議の下に「京都市防災対	学識経験者,市民代表等と議論を重ね,本市が取り組むべき 137 項目	る修正及び
	策総点検委員会」を設置して審議が行われ、同年12月、同委員会から	<u>の提言を受けた。直ちに全ての項目に着手し取組を進めてきたが、そ</u>	計画の理念
	本市が取り組むべき137項目に及ぶ防災対策の提言を受けた。直ちに	の後の防災関連法令の改正への対応や平成28年に発生した熊本地震等	に「ウイズ
	すべての項目に着手し、取組を進めてきたが、災害関連法令等の改正	の災害から見えてきた新たな諸課題へ対応するため,平成29年度に「京	コロナ社
	<u>や、平成28年の熊本地震等の近年の災害から見えてきた新たな諸課題</u>	都市第 2 次防災対策総点検委員会」を設置し、改めて本市の防災対策	会」におけ
	への対応が必要となったことから,平成29年度に再度,京都市防災会	の総点検を行った。同委員会から提言を受けた 127 項目の防災対策全	る災害対策
	議の下に「京都市第2次防災対策総点検委員会」を設置して,137項目	てに取り組み、本市防災対策を推進しているところである。	の推進の追
	<u>の進捗状況から事業評価を行ったうえで、項目の時点修正や集約等の</u>	また、本市は、令和2年4月1日に災害救助法第2条の2第1項に	記
	精査が実施された。その結果、取り組むべき項目が122項目に整理さ	規定する救助実施市の指定を受けており、大規模災害発生時には、本	

頁		現行		修正案	修正理由
6	項目の防災対策の えて、本市防災が さらに、平成 基づき、レジリコ る「地域力」、「「 り残さない」 SI を目指す。 災害対策の実施 災活動や、地域の が連携して行う際 災関係機関が一位	は課題への対応として、5項目を新規に追加した、127 の提言を受けた。今後は、同委員会の提言内容を踏ま 対策を推進していく。 31 年 3 月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に エンスの視点によって政策を点検・強化及び京都が誇 市民力」の更なる強化を図ることにより、「誰一人取 DGsの達成、「レジリエント・シティ京都」の実現 施に当たっては、(追記)住民一人一人が自ら行う防 の防災力向上のために自主防災組織や地域の事業者等 防災活動を促進することで、本市、住民、事業者、防 本となって最善の対策を取るものとする。 節 防災関係機関が実施する取組の大綱 議関 (略) (4) 災害時における通信機器及び移動電源車の貸 出し (追記)	で円滑かつ迅速 さらに、平成 づき、レジリエン 域力」、「市民力」 い」 SDG s の 災害対策の実 防止策を講じた 防災力向上のた 災活動を促進す となって最善の	の適用を決定し、救助の実施主体として、自らの事務な被災者の救助を行う。 31年3月に策定した「京都市レジリエンス戦略」に基ンスの視点によって政策の点検・強化や京都が誇る「地口の更なる強化を図ることにより、「誰一人取り残さな達成、「レジリエント・シティ京都」の実現を目指す。施に当たっては、ウイズコロナ社会における感染拡大方えで、住民一人一人が自ら行う防災活動や、地域のめに自主防災組織や地域の事業者等が連携して行う防ることで、本市、住民、事業者、防災関係機関が一体対策を取るものとする。 節 防災関係機関が実施する取組の大綱機関 (略) (4) 災害時における通信機器及び移動電源車の貸出し (5) 情報伝達手段の多様化・多重化の促進	防 画 路 実 組 み 記

頁		現行		修正理由	
8	6 指定公共機関等日本赤十字社京都府支部	等 (1) 災害時における救護班の編成並びに <u>医療及び助産救護</u> の実施 (2) 災害時における被災者の救助保護 <u>(追記)</u> (3) 義援金品の募集,受領,救援物資の受領配分 (4) 防災ボランティアの組織整備,指導普及及び連絡調整 (略)	産及び遺体処理の実施 日本赤十字社 (2) 災害時における被災者の救助保護及びこのケア活動の実施 京都府支部 (3) 義援金品の募集,受領,救援物資の受領	 (1) 災害時における救護班の編成並びに医療,助産及び遺体処理の実施 (2) 災害時における被災者の救助保護及びこころのケア活動の実施 (3) 義援金品の募集,受領,救援物資の受領配分 (4) 防災ボランティアの組織整備,指導普及及び連絡調整 	災害救助法 に基づく, 実施する取 り組みの追 記
	大阪ガス株式会 社 <u>導管事業部</u> 京 <u>滋導管部</u>	(1) ガス施設等の安全保安対策	大阪ガス株式会 社 <u>ネットワー</u> クカンパニー <u>京滋導管部</u>	(1) ガス施設等の安全保安対策	大阪ガス株 式会社事業 部名を変更
	(略)	(略)	(略)	(略)	
	関西電力株式会 社 <u>京都支社</u> (追記)	(1) 電力施設等の安全保安対策 (追記)	関西電力株式会 社 <u>(削除)</u>	(1) 水力発電設備等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧	関西電力株 式会社分社 化による修 正
	<u> </u>	(XC HG)	関西電力送配電 株式会社	(1) 電力供給設備等の整備と防災管理 (2) 災害時における電力供給 (3) 被災施設の応急対策及び復旧	112

頁	現行	修正案	修正理由
13	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。 平成 30 年中に京都市を訪れた観光客は 5,275 万人で一日平均すると約 14 万人となり、そのうち 30%が市内への宿泊客である。	エ 観光客の分布 京都市の考慮すべき人口等の特性として、観光客による人口の増加がある。観光客の多くは、市内の避難施設等の地理に不案内であると考えられ、適切な情報提供や避難誘導などの必要がある。また、昼間京都市に流入する通勤・通学者と同様に、「帰宅困難」となる可能性が高い。今和元年中に京都市を訪れた観光客は5,352万人で一日平均すると約15万人となり、そのうち約25%が市内への宿泊客である。	時点修正
87	(4) 農地等の保全(産業観光局農 <mark>政</mark> 企画課) (略)	(4) 農地等の保全(産業観光局農 <mark>林</mark> 企画課) (略)	組織改正による修正
92	イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等(消防局 予防課) (略) そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定 のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的 なまちづくり計画を策定するとともに、耐震型防火水槽その他の防災 活動上必要な設備、経路や場所等を整備し、住宅用防災機器などの設 置を推進する。また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援 する。	イ 伝統的建造物群保存地区の防災施設整備等(消防局 予防課) (略) そのため、伝統的建造物群保存地区については、当地区を含む一定 のまとまりのある範囲を対象とした、防災性の向上を考慮した総合的 なまちづくり計画を策定するとともに、(削除)防災活動上必要な設 備、経路や場所等を整備し、住宅用防災機器などの設置を推進する。 また、地区住民のまちづくり活動及び防災活動を支援する。	字句修正

頁	現行	修正案	修正理由
96	(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化(都市計画局建築安全推進課) ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定 (略) 診断結果の報告期限である <u>平成33年</u> 12月31日までに,対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。	(7) 耐震診断を義務化する道路沿道建築物の耐震化(都市計画局建築安全推進課) ア 沿道建築物の耐震診断を義務化する道路の指定 (略) 診断結果の報告期限である今和3年12月31日までに,対象建築物の耐震診断が適切に実施されるよう指導等を行う。	
104	5 道路情報提供装置の整備(建設局土木管理課) ※ 道路防災総点検(建設局) ○ 道路法面危険箇所調査 (平成 24, 25 年度), 橋りょう耐震調査, 歩道橋耐震調査, トンネル安全点検調査の実施 ※ 道路・橋りょう等整備事業(建設局) ○ 災害防除事業 (平成30年度:一般国道162号ほか14路線)(略) ○ 橋りょう健全化事業(耐震補強: 御池大橋, 九条跨線橋など17橋の耐震補強完了(平成24年度~平成28年度))(老朽化修繕: 菊屋橋, 京川橋など34橋の老朽化修繕完了(平成24年度~平成28年度))(略)	5 道路情報提供装置の整備(建設局土木管理課) ※ 道路防災総点検(建設局) ○ 道路 <u>のり</u> 面危険箇所調査 <u>(削除)</u> ,橋りょう耐震調査,歩道橋 耐震調査,トンネル安全点検調査の実施 ※ 道路・橋りょう等整備事業(建設局) ○ 災害防除事業(<u>今和元</u> 年度:一般国道162号ほか <u>15</u> 路線) (略) ○ 橋りょう健全化事業 (耐震補強: <u>御園橋</u> ,九条跨線橋など <u>17</u> 橋の耐震補強完了 (平成 <u>29</u> 年度~ <u>令和3</u> 年度)) (老朽化修繕: <u>賀茂大橋,荒神橋</u> など <u>22</u> 橋の老朽化修繕完了 (平成 <u>29</u> 年度~ <u>令和3</u> 年度)) (略)	字句修正及び時点修正

頁		現	行			修二	正案		修正理由
105	※ 浸水防除	対策(建設局)			※ 浸水防除丸	†策(建設局)			時点修正
	○ 河川等	改良 ; 杉坂川ほか <u>7</u> 河	``JII		○ 河川等改	ズ良;杉坂川ほか <u>5</u> 河川			
	○「京都	市水共生プラン」にお	ける雨水流出抑制	削対策の実施	○ 「京都市	ī水共生プラン」におり	ける雨水流出抑制	対策の実施	
	〇 幹線排	水路整備,排水機場維	持管理等		〇 幹線排水	、路整備,排水機場維持	寺管理等		
105	2 農林施設	 没の防災対策			2 農林施設	の防災対策			時点修正及
	(1) 省略				(1) 省略				び字句修正
	(2) <u>耐震性</u>	<u>の考慮</u> と緊急時連絡体	制の確立(産業額	現光局農林企画課)	(2) <u>防災機能</u>	<u>議</u> と緊急時連絡体制	訓の確立(産業観	1光局農林企画課)	
	市内総数	数 <u>120</u> 箇所のため池につ	いては、パトロ・	ールを実施し、危険	市内総数112箇所のため池については、パトロールを実施し、危険個				
	個所の点格	倹を行う。また,防災 重	重点ため池に選定	されている <u>27</u> 箇所 <u>及</u>	が、所の点検を行う。また,防災重点ため池に選定されている <u>25</u> 箇所 <u>(削</u>				
	び改修が必	必要な4箇所のため池	((要改修ため池)	<u></u> については, <u>耐震</u>	<u>除)</u> につい	ては, <u>(削除)</u> 改修や	補強等を管理者	等に指導する	
	性を考慮し	<u>た</u> 改修や補強等を管理	里者等に指導する	0					
105	〇 防災重点	ため池一覧(27 箇所)			〇 防災重点た	め池一覧(27 箇所)			時点修正
	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	名称	所在地	
	小池	北区上賀茂本山	紅葉池	西京区御陵御茶屋山	小池	北区上賀茂本山	紅葉池	西京区御陵御茶屋山	
	権土池	左京区岩倉上蔵町	上ノ池 (弁天池)	西京区大枝西長町	権土池	左京区岩倉上蔵町	上ノ池(弁天池)	西京区大枝西長町	
	飛弾池	左京区岩倉長谷町	下ノ池	西京区大枝西長町	飛弾池	左京区岩倉長谷町	下ノ池	西京区大枝西長町	
	とどき池	左京区岩倉花園町	地蔵池	西京区大原野上羽町	とどき池	左京区岩倉花園町	地蔵池	西京区大原野上羽町	
	文徳池	右京区太秦三尾町	三田戸中池	西京区大原野上羽町	(削除)	_(削除)_	三田戸中池	西京区大原野上羽町	
	古田池	右京区梅ケ畑古田町	三田戸下池	西京区大原野上羽町	(削除)	_(削除)_	三田戸下池	西京区大原野上羽町	
	大沢池	右京区嵯峨大沢町	薬師谷池	西京区大原野灰方町	大沢池	右京区嵯峨大沢町	薬師谷池	西京区大原野灰方町	
	広沢池	右京区嵯峨広沢町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	広沢池	右京区嵯峨広沢町	射場ノ池	西京区大原野南春日町	

頁	現行					修 ፲	E 案		修正理由	
	西ヶ谷池	右京区嵯峨越畑桃原		米谷池	西京区大原野南春日町	西ヶ谷池	右京区嵯峨越畑桃原	米谷池	西京区大原野南春日町	
	桃原池	右京区嵯峨樒原西桃原		千原池	西京区大原野南春日町	桃原池	右京区嵯峨樒原西桃原	千原池	西京区大原野南春日町	
	奥野池	右京区京北漆谷町谷北		南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	奥野池	右京区京北漆谷町谷北	南春日ノ新池	西京区大原野南春日町	
	矢谷池	右京区京北下弓削町矢谷奥		宮池	西京区大原野南春日町	矢谷池	右京区京北下弓削町矢谷奥	宮池	西京区大原野南春日町	
	樫原弁天池	西京区樫原池ノ上町		奥ノ新池	伏見区日野谷寺町	樫原弁天池	西京区樫原池ノ上町	奥ノ新池	伏見区日野谷寺町	
	樫原新池	西京区樫原秤谷町				樫原新池	西京区樫原秤谷町			
	1		•				·			
112	(3) 自主防	災組織用器材整備(俏『	方局(市民安全)	課,消防署))	(3) 自主防災	災組織用器材整備(消	防局(市民安全)	課,消防署))	字句修正
	※ 自主防災組織活動助成(消防局)○ 住宅用火災警報機の設置促進活動~						5災組織活動助成(消降 を用火災警報 <mark>器</mark> の設置			
121	3 災害情報	画像伝送システムの	舌月	Ħ		3 災害情報画	画像伝送システムの活	用		危機管理セ
	震災時等	における火災の発生	や類	建物倒壊等の被	害状況を,市内 <u>6</u> 箇	震災時等は	こおける火災の発生や	建物倒壊等の被	害状況を,市内 <u>4</u> 箇	ンター開設
	所に整備し	た高所カメラやヘリ	テし	レビ等の画像, 第	無線中継車による災	所に整備した	た高所カメラやヘリテ	レビ等の画像,	無線中継車による災	に伴う修正
	害現場から	の画像 <u>により</u> 迅速に	把排	屋する <u>とともに</u>	, 地上の災害の影響	害現場からの	の画像 <u>を収集し,京都</u>	市消防局指令セ	ンターと京都市危機	
	を受けない通信衛星(スーパーバード)を利用してその画像 <u>(追記)</u> を				管理センター	ーが共有することで、	迅速に被害を把	<u>握する。</u>		
	国,京都府	や他都市に送り即時	芯ŧ	爰体制の確立を	図る。	<u>また,</u> 地」	上の災害の影響を受け	ない通信衛星((スーパーバード) を	
						利用してその	の画像 <mark>等</mark> を国,京都府	や他都市に送り	即時応援体制の確立	
						を図る。				

頁	現行	修 正 案	修正理由
123	(3) 無線設備利用体制の整備(行財政局防災危機管理室) ア 防災情報システムを活用し、より効率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備に努め、無線設備の取扱いの研修、訓練等を実施する。 イ 現在配備されている京都市所属の各無線通信設備(消防救急無線, (追記) 水道無線)を活用し、災害時における相互連絡体制の確保に努める。 ⇒第3章 3.4 通信手段を確保する	(3) 無線設備利用体制の整備(行財政局防災危機管理室) ア 防災情報システムを活用し、より効率的な連絡体制が確保できるよう、日常の整備に努め、無線設備の取扱いの研修、訓練等を実施する。 イ 現在配備されている京都市所属の各無線通信設備(消防救急無線、防災行政無線、水道無線)を活用し、災害時における相互連絡体制の確保に努める。 ⇒第3章 3.4 通信手段を確保する	字句修正
123	※市役所イントラネットの整備(総合企画局)(平成10年度 ~) ※ 市役所及び区役所・支所間の通信を多重無線から広帯域 イーサネット(光専用回線網)及びBWA(無線LAN)に切替(平成25年度) ※ 消防局 7 階作戦室の代替災害対策本部室としての機能整備(平成25年度)	 ※市役所イントラネットの整備(総合企画局)(平成10年度 ~) ※ 市役所及び区役所・支所間の通信を多重無線から広帯域 イーサネット(光専用回線網)及びBWA(無線LAN) に切替(平成25年度) (削除) 	危機管理センター新設 に伴う修正

議1-2

頁	現行	修正案	修正理由
130	※ 広域避難場所の指定(行財政局)○ 広域避難場所 68箇所(令和元年7月1日現在)	※ 広域避難場所の指定(行財政局)○ 広域避難場所 68箇所(<u>令和2年7月1日</u>現在)	時点修正
131	※ 避難救助拠点の指定(行財政局)○ 避難救助拠点 23箇所(令和元年7月1日現在)	※ 避難救助拠点の指定(行財政局)○ 避難救助拠点 23箇所(令和2年7月1日現在)	時点修正
131	※ 指定避難所の指定(行財政局)○ 指定避難所 424箇所(令和元年7月1日現在)	※ 指定避難所の指定(行財政局)○ 指定避難所 430箇所(令和2年7月1日現在)	時点修正
131	 ※避難誘導標識等の整備(行財政局) ○ 避難誘導標識 250基(<u>令和元年7月1日</u>現在) ○ 広域避難場所標示板 <u>169</u>基(<u>令和元年7月1日</u>現在) 	 ※避難誘導標識等の整備(行財政局) ○ 避難誘導標識 250基(令和2年7月1日 現在) ○ 広域避難場所標示板 164基(令和2年7月1日 現在) 	時点修正

頁	現行	修 正 案	修正理由
132	消防局(警防計画課,消防救助課)は,広域避難場所等の安全性を確保するため,耐震型防火水槽等 <u>の整備</u> や防災用倉庫(消火用器材等の格納庫)等の <u>整備</u> を図る。	消防局(警防計画課、消防救助課)は、広域避難場所等の安全性を確保するため、耐震型防火水槽等 <u>(削除)</u> や防災用倉庫(消火用器材等の格納庫)等の <u>維持管理</u> を図る。	中期計画での耐震型防火水槽等の整備を完了している。
136	(9) 避難所におけるペット受入体制の整備(保健福祉局医務衛生課, 区役所,運営協議会) 保健福祉局医務衛生課,区役所,運営協議会は,災害時において, 飼い主とはぐれたペットが放置されることや,ペットの存在が避難 者の心の拠り所となる場合があることなどから,飼い主自らが責任 を持ってペットを管理するという前提の下,避難所の管理者と相談 し,避難所におけるペットの受入体制の整備を推進していく。	(9) 避難所におけるペット受入体制の整備(保健福祉局医療衛生企画課,区役所,運営協議会) 保健福祉局医療衛生企画課,区役所,運営協議会は,災害時において,飼い主とはぐれたペットが放置されることや,ペットの存在が避難者の心の拠り所となる場合があることなどから,飼い主自らが責任を持ってペットを管理するという前提の下,避難所の管理者と相談し,避難所におけるペットの受入体制の整備を推進していく。 計画中「健康安全課」と記載している箇所を医療衛生企画課に修正(以下,頁番号) 136,143,144,145,158,159,160,166,187	組織改正による修正

頁	現行	修正案	修正理由
136	(3) 防災資機材,備蓄等の整備(行財政局防災危機管理室,保健福祉局各所属,区役所,教育委員会事務局総務課) 行財政局防災危機管理室,保健福祉局各所属,区役所,教育委員会事務局総務課は,災害時に避難所で使用する食料や飲料水,各種資器材等の備蓄整備を進め,非常用発電機,屋内用間仕切りテント,可搬式照明器具,ラジオ,カセットコンロ,テレビ用アンテナ(追記)等を配備する。	(3) 防災資機材,備蓄等の整備(行財政局防災危機管理室,保健福祉局各所属,区役所,教育委員会事務局総務課)	避難所の備 蓄物資に感 染症対策物 品を追記
140	1 消防指令システム等の活用 (1) 震災警防態勢の整備(消防局(情報指令課,警防計画課)) ア (略) <u>イ 意思決定支援システムにより,市内全体の被害を即時に予測する。</u> ウ (略)	1 消防指令システム等の活用 (1) 震災警防態勢の整備(消防局(情報指令課,警防計画課 <u>)</u>) ア (略) <u>イ 市内全体の被害について,意思決定支援システムの予測結果を</u> <u>踏まえ総合的に検討し,必要な態勢を確保する。</u> ウ (略)	意援にを的検とた修思かよるめ態すて、計しめ正とのであるがですが、

頁	現行	修 正 案	修正理由
, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	<i>⊅</i> ⊑ 11	<i>№ </i>	修正连田
140	(2) 震災活動方針決定体制の強化(消防局警防計画課)	(2) 震災活動方針決定体制の強化(消防局警防計画課)	当該システ
	災害拡大シミュレーションにより収集した被害,災害情報などか	災害拡大シミュレーションにより収集した被害,災害情報などか	ムによる予
	ら,火災の延焼拡大状況や必要な部隊などを <mark>予測</mark> し,円滑かつ効果	ら,火災の延焼拡大状況や必要な部隊などを <mark>総合的に検討</mark> し,円滑	測を含め総
	的な災害現場活動が行えるように支援する。	かつ効果的な災害現場活動が行えるように支援する。	合的に活動
			態勢を検討
			することと
			しているた
			め,字句修
			正
	(a) N. 6. II dal - +6.00	(a) N. & U. (u) = #6.89	nl. b./b
141	(3) 救急体制の整備 	(3) 救急体制の整備 	時点修正
	※ 救急高度化事業(消防局)(<u>令和元年</u> 7月1日現在)	※ 救急高度化事業(消防局)(<mark>令和2年</mark> 7月1日現在)	
	○ 救急救命士の配置 333 名	○ 救急救命士の配置 329 名	
	○ 高規格救急車の整備 45 台	○ 高規格救急車の整備 45 台	
	○ 高度応急処置用器材の整備	○ 高度応急処置用器材の整備	
	○ 救急救命処置用器材 44 式	○ 救急救命処置用器材 44 式	
	○ 応急手当普及啓発	○ 応急手当普及啓発	

議1-2

頁		現。行					修正案						修正理由								
142		(消防	水利の制	犬況)			(令和	7 <u>元年</u>	7月1日現	在)		(消防	ち水利の	状況)			(令	和2年	7月1日現7	生)	時点修正
	水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠·河川 溝川	その他	計		水利種別	消火栓	防火水槽	井戸	貯水池	プール	濠·河川 溝川	その他	1		
	箇所数	25, 563	2, 738	32 (28)	203	304	1, 410	0	30, 250		箇所数	<u>25, 665</u>	2,739	32 (28)	<u>206</u>	301	<u>1, 518</u>	0	30, 461		
	井戸	亨内の () 内(の数は,	防火	井戸	を示す。				井戸	内の() 内の	数は, 防	5火井	:戸を	示す。	1	,		
142	震災	泛消防水剂震型防护 耐震型防护 耐震型防护 防火井戸(利整備記 火水槽 火水槽 の整備	(100 m³) (40 m³) :28 基	づき! : 75 : 47	整備基基基	(令和 <mark>元年</mark> (完了):		1日現在)	震災	消防水和	利整備 大水槽 大水槽 大水槽 の整備:	(100 m³) (40 m³) 28 基	づき ^妻 : 75 : 47	整備 基 基	(令和 <mark>2 年</mark> (完了) : 1	_	1 日現在)		時点修正

	·	<u> </u>	
頁	現行	修正案	修正理由
143	1 救急医療調整体制の整備 (1) 救急医療調整体制の整備(保健福祉局(健康長寿企画課,医務衛生課),区役所) (略) 平常時から京都府,京都府医師会,日本赤十字社等の関係機関との緊密な連携を行うとともに,京都市域,近隣自治体等の医療機関等の実態把握に努め,「災害時医療・救護活動指針」に基づいた,災害時における応急対策が迅速に実施できる体制の整備を図る。	1 救急医療調整体制の整備 (1) 救急医療調整体制の整備(保健福祉局(健康長寿企画課、医療衛生企画課),区役所) (略) 平常時から京都府、京都府医師会、日本赤十字社等の関係機関との緊密な連携を行うとともに、京都市域、近隣自治体等の医療機関等の実態把握に努め、「京都市医療救護活動マニュアル(震災対策編)」に基づいた、災害時における応急対策が迅速に実施できる体制の整備を図る。	組織改正による修正及び令和元年度に策定したマニュアルを反映
149	3 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (2) 道路防災情報ネットワークへの対応(建設局(建設総務課,土木管理課,土木事務所)) (略) なお,警察(公安委員会)で,災害時に対応した交通管理のための交通情報板,交通用テレビ(ITV),信号機用リチウム電池式電源付加装置等の整備を検討するとともに,道路管理者と警察(公安委員会)とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。	3 緊急輸送ルートの確保体制の整備 (2) 道路防災情報ネットワークへの対応(建設局(建設総務課,土木管理課,土木事務所)) (略) なお、警察(公安委員会)で、災害時に対応した交通管理のための交通情報板、交通用テレビ(ITV)、信号機電源付加装置等の整備を検討するとともに、道路管理者と警察(公安委員会)とが協議して計画的に道路情報板の整備を推進していく。	字句修正

頁	現行	修正案	修正理由
150	基本方針 京都市第3次地震被害想定結果によると、最大の被害が予想される花折断層地震が発生した場合、地震直後に約30万人の避難者が発生し、4日目でも約28万人が避難しているという想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。 (略)これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄の在り方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し(追記)た。 今後は、「京都市備蓄計画」に基づき、食料・飲料水の確保に努める。	基本方針 京都市第3次地震被害想定結果によると、最大の被害が予想される花折断層 地震が発生した場合、地震直後に約30万人の避難者が発生し、4日目でも約28 万人が避難しているという想定であり、避難所だけでも地震直後から膨大な食料・飲料水の需要が発生することが予想される。 (略) これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄の在り方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し、食料等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んできた。 備蓄計画策定から5年が経過し、平成30年度末で計画期間が満了することに伴い、熊本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係る社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度に、「京都市備蓄計画」の改定を行った。 今後も、「京都市備蓄計画」に基づき、食料・飲料水の確保に努める。	平成 30 年度に, 「京都市 画」の改作のでは、「京都市 の改作のできる。

頁	現行	修正案	修正理由
151	 ※ 備蓄物資(食料・水)の整備(行財政局)(合和元年7月1日現在) ○ アルファ化米 729,200 食 ○ お粥 121,100 食 ○ 補助食料 276,938 食 ○ 粉ミルク 2,712 缶 ○ 飲料水 604,048 本 	 ※ 備蓄物資(食料・水)の整備(行財政局)(合和2年7月1日現在) ○ アルファ化米 591,760 食 ○ お粥 110,650 食 ○ 補助食料 276,938 食 ○ 粉ミルク 2,504 缶 ○ 飲料水 586,168 本 	
	※ 拠点備蓄倉庫の整備(行財政局)(<u>令和元年7月1日</u> 現在)	※ 拠点備蓄倉庫の整備(行財政局)(令和2年7月1日 現在)	
	○ 北区総合庁舎 京都御池創生館 京北合同庁舎 ○ 上京区総合庁舎 佛教大学二条キャンパス 京都アクアリーナ ○ 上京消防署 東山区総合庁舎 西京区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 山科区総合庁舎 洛西総合庁舎 ○ 岩倉東公園 下京区総合庁舎 伏見区総合庁舎 ○ 岩倉証明書発行コーナー ひと・まち交流館京都 深草総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター 地下鉄京都駅 配翻総合庁舎 ○ 国立京都国際会館 南区総合庁舎 神川出張所 ○ 中京区総合庁舎 京都市市民防災センター 災害物資搬送センター ○ 消防局本部庁舎 右京区総合庁舎 物品センター	○ 北区総合庁舎 ○ 京都御池創生館 ○ 京北合同庁舎 ○ 上京区総合庁舎 ○ 佛教大学二条キャンパス ○ 京都アクアリーナ ○ 上京消防署 ○ 東山区総合庁舎 ○ 西京区総合庁舎 ○ 左京区総合庁舎 ○ 山科区総合庁舎 ○ 洛西総合庁舎 ○ 岩倉東公園 ○ 下京区総合庁舎 ○ 伏見区総合庁舎 ○ 岩倉証明書発行コーナー ○ ひと・まち交流館京都 ○ 深草総合庁舎 ○ 東北部クリーンセンター ○ 地下鉄京都駅 ○ 醍醐総合庁舎 ○ 国立京都国際会館 ○ 南区総合庁舎 ○ 神川出張所 ○ 中京区総合庁舎 ○ 京都市市民防災センター ○ 災害物資搬送センター ○ 消防局本部庁舎 ○ 有京区総合庁舎 ○ 南部クリーンセンター	
	※ 避難所備蓄倉庫の拡充(教育委員会,行財政局)(令和元年7月1日現在)○ 学校の余裕教室等を活用 240 箇所設置	※ 避難所備蓄倉庫の拡充(教育委員会,行財政局)(合和2年7月1日現在)○ 学校の余裕教室等を活用 260箇所設置	

頁	現行	修正案	修正理由
154	■ 基本方針	■ 基本方針	京都市備蓄
	京都市第3次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し、震災直後には、	京都市第3次地震被害想定による大量の避難者の発生予測に対し, 震災直後には, 道	計画改定の
	道路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所。公共がそ	路障害等により物資輸送が困難になると考えられるため、市民、事業所。公共がそれぞ	ため
	れぞれの役割として、最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要で	れの役割として,最低限の生活に必要な物資の備蓄を推進していくことが重要である。	
	ある。	() () () () () () () () () ()	
	(略)	これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄の在り	
	これらのことから、備蓄に関するこれらの課題を検討し、京都市の今後の備蓄の在	方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成25年度に策定し <u>, 生活必需品</u>	
	り方等に係る基本方針を示すため「京都市備蓄計画」を平成 25 年度に策定し (追記)	等の公的備蓄を進めるとともに、市民備蓄推進にも、併せて取り組んできた。	
	た。	備蓄計画策定から5年が経過し、平成30年度末で計画期間が満了することに伴い、熊	
	今後 <mark>は</mark> ,「京都市備蓄計画」に基づき,生活必需品の確保に努める。	本地震などの災害で明らかになった公的備蓄物資に係るニーズの変化や被災者支援に係	
		<u>る社会情勢の変化を踏まえ、平成30年度に、「京都市備蓄計画」の改定を行っ</u> た。	
		今後も, 「京都市備蓄計画」に基づき, 生活必需品の確保に努める。	

議1-2

頁	現行	修正案	修正理由
155	※ 備蓄物資(生活必需品等)の整備(行財政局)(令和元年7月1日現在) ○ 毛布(真空パック) 76,891枚 ○ アルミシート 229,162枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000本 ○ 紙おむつ(大) 24,000枚 ○ 紙おむつ(小) 50,128枚 ○ 生理用品 134,080枚 ○ トイレットペーパ 28,117巻 ○ 仮設トイレ(貯留 431基 - 式) ○ 仮設トイレ(マンホ 1,064基 ○ 簡易トイレ 2,347個 ール利用型) ○ 凝固剤 328,040回	 ※ 備蓄物資(生活必需品等)の整備(行財政局)(今和2年7月1日現在) ○ 毛布(真空パック) 76,891枚 ○ アルミシート 229,162枚 ○ 使い捨て哺乳瓶 23,000本 ○ 紙おむつ(大) 24,000枚 ○ 紙おむつ(小) 50,128枚 ○ 生理用品 134,080枚 ○ トイレットペーパ 28,117巻 ○ 仮設トイレ(貯留 431基 元) ○ 仮設トイレ(マンホ 1,092基 ○ 簡易トイレ 2,781個 ール利用型) ○ 凝固剤 345,740回 	時点修正
1 5 8	(3) 応急給水資機材の整備(上下水道局総務課)	(3) 応急給水資機材の整備(上下水道局総務課)	資器材防災
	上下水道局総務課は,応急給水に必要な資機材を <mark>旧資器材・防災セ</mark>	上下水道局総務課は,応急給水に必要な資機材を旧南部配水管理課,	センターの
	<u>ンター</u> ,営業所等の備蓄庫に保管するとともに、その充実を図ってい	営業所等の備蓄庫に保管するとともに、その充実を図っていく。	廃止に伴う
	<.		修正

頁	現行	修 正 案	修正理由
1 5 8	※ 応急貯水槽の整備(上下水道局)	※ 応急貯水槽の整備(上下水道局)	資器材防災
	○ 上下水道局 <u>旧資器材・防災センター</u> ,旧東山営業所,東部営業所,	○ 上下水道局旧東山営業所,東部営業所,南部営業所, <u>旧南部給水</u>	センター及
	南部営業所, <mark>南部給水工事課</mark>	工事課	び南部給水
			工事課の廃
			止に伴う修
			正
158			
	※災害時協力井戸登録 <u>634</u> 件(行財政局)(<u>令和元年7月1日</u> 現在)	※災害時協力井戸登録 <u>638件</u> (行財政局)(<u>令和2年7月1日</u> 現在)	時点修正
	※下水高度処理水・雨水の有効利用(上下水道局)	※下水高度処理水・雨水の有効利用(上下水道局)	
	※雨水貯留タンクの設置(行財政局,教育委員会)	※雨水貯留タンクの設置(行財政局,教育委員会)	
159	(1) 保健活動(保健福祉局(健康長寿企画課,医療衛生センター),区	(1) 保健活動(保健福祉局(健康長寿企画課, 医療衛生企画課), 区役	組織改正に
	役所)	所)	よる修正
	保健福祉局(健康長寿企画課, <u>医療衛生センター</u>),区役所は,避	保健福祉局(健康長寿企画課, <mark>医療衛生企画課</mark>),区役所は,避難所	
	難所等における健康相談や巡回医療チーム等と連携した医療受診支	等における健康相談や巡回医療チーム等と連携した医療受診支援、要	
	援,要支援者の支援等の保健活動が円滑に実施できるように体制整備	支援者の支援等の保健活動が円滑に実施できるように体制整備を図	
	を図る。	る。	

頁	現行	修 正 案	修正理由
160	(4) 避難生活長期化対策(保健福祉局健康長寿企画課,区役所) 保健福祉局健康長寿企画課,区役所は,各関係機関やボランティ ア等と連携して,要配慮者のいる在宅被災家庭や応急仮設住宅等の 被災者に対し,巡回家庭訪問等の健康相談(追記)の実施体制を整備 する。	(4) 避難生活長期化対策(保健福祉局健康長寿企画課,区役所) 保健福祉局健康長寿企画課,区役所は,各関係機関やボランティア 等と連携して,要配慮者のいる在宅被災家庭や応急仮設住宅等の被災 者に対し,巡回家庭訪問等の健康相談,保健指導等の実施体制を整備 する。	担当業務の追記
165	 ※ し尿収集体制の整備(環境政策局) ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画(行財政局、環境政策局) ○ 組立式仮設トイレ 431 基(今和元年7月1日現在) ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備(行財政局、上下水道局) ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○仮設トイレ(マンホール利用型)1,064 基 (今和元年7月1日現在) ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討(行財政局、環境政策局等) 	 ※ し尿収集体制の整備(環境政策局) ※ 仮設トイレの備蓄・調達計画(行財政局、環境政策局) ○ 組立式仮設トイレ 431 基(令和2年7月1日現在) ※ 公共下水道を利用した災害時仮設トイレの整備(行財政局、上下水道局) ○ 災害用マンホールトイレの整備 ○仮設トイレ(マンホール利用型)1,092 基 (令和2年7月1日現在) ※ 震災時に対応可能な公衆トイレの整備検討(行財政局、環境政策局等) 	時点修正

頁	現行	修正案	修正理由
174	第23節 災害救助法 <u>の適応</u> 体制の整備	第23節 災害救助法 <u>による救助実施</u> 体制の整備	救助実施市
			に指定され
	計画の目的	計画の目的	たことによ
	災害救助法に基づく救助を実施するには、災害救助法の適用基準に該	京都市は、災害救助法第2条の2に規定する救助実施市の指定を受け	る修正
	当し、京都府知事に同法の適用を申請する必要がある。しかし、京都市	ている。大規模災害時に,迅速に災害救助法を適用し,同法による救助	
	第3次地震被害想定結果に示されるような甚大な被害が予想される場	<u>を円滑かつ迅速に行うための体制整備を進める。</u>	
	合においては、被害の認定に長期間を要することが予想されるため、災		
	害救助法の適用見込みをもって京都府知事に同法の適用を申請する計		
	<u>画とする。</u>		
	基本方針	基本方針	
	災害発生後,迅速に災害救助法の適用が <mark>申請</mark> できる体制を整備すると	災害発生後,迅速に災害救助法の適用が <u>決定</u> できる体制を整備すると	
	ともに,災害救助法の適用基準,救助の程度,方法, <u>窓口</u> 等の実務に熟	ともに、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、京都府との連携等	
	知するよう、各局、区役所の担当職員に対する研修等を実施する。	の実務に熟知するよう、各局、区役所の担当職員に対する研修等を実施	
		する。	
174	1 被害の認定体制の整備	1 被害害の認定体制の整備	救助実施市
	(1) 迅速な被害認定体制の整備(区役所,消防局予防課)	(1) 迅速な被害認定体制の整備(区役所、消防局予防課)	に指定され
	区役所,消防局予防課は,災害救助法の適用 <mark>申請</mark> 必要な被害の認定	区役所,消防局予防課は,災害救助法の適用 <mark>判断</mark> 必要な被害の認定	たことによ
	基準 <mark>に</mark> 熟知し,迅速な被害認定の実施体制を整備する。	基準 <mark>を</mark> 熟知し,迅速な被害認定の実施体制を整備する。	る修正
	(2) 応援体制の整備(区役所、消防局予防課)	(2) 応援体制の整備(区役所、消防局予防課)	
	(略)	(略)	
	⇒第3章 23.2 災害救助法の適用を <mark>申請</mark> する。	⇒第3章 23.2 災害救助法の適用を <u>決定</u> する。	

頁	現行	修正案	修正理由
174	2 災害救助法の習熟	2 災害救助法の習熟	救助実施市
	(1) 災害救助法の実務の習熟(各局,区役所)	(1) 災害救助法の実務の習熟(各局,区役所)	に指定され
	各局,区役所は,局別計画・区別計画策定時において, <u>(追記)</u>	各局,区役所は,局別計画・区別計画策定時において, <u>京都府災</u>	たことによ
	災害救助の実務を記したマニュアル等を整備し、平常時から災害救	<u>害救助資源配分計画を踏まえ、</u> 災害救助の実務を記したマニュアル	る修正
	助法の実務についての習熟を図る。	等を整備し、平常時から災害救助法の実務についての習熟を図る。	
	(略)	(略)	
	(追記)	3 京都府との連携体制の整備	
		京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用さ	
		れる広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、救助の実	
		施のために必要となる物資の供給等の広域調整を京都府が行うため,	
		平時から京都府との連携体制を整備する。	
		(1) 京都府災害救助資源配分会議への出席(各局,区役所)	
		各局、区役所は、必要に応じ、京都府が災害救助法第2条の3に基	
		づく連絡調整の実効性を担保するために設置する京都府災害救助資	
		源配分連絡会議に出席し、資源配分に係る手順、連携体制の確認等を	
		各局,区役所は,災害救助法による救助の種類ごとの連絡調整窓口	
		を明確にし、毎年度更新のうえ、京都府その他の関係機関と情報を共	
			I.

頁	現行	修正案	修正理由
		(3) 訓練の実施(各局,区役所) 各局,区役所は,京都府が実施する資源配分に係る訓練等に参画し,京都府災害救助資源配分計画が災害発生時に適切に運用されるよう努める。 (4) 救助実施体制の充実(各局,区役所) 各局,区役所は,京都府の連絡調整の下で,円滑に救助が実施できるよう,民間事業者等との協定の充実に努める。その際,適用災害時には,京都府の連絡調整の下で,資源配分が行われることを明確にする。 また,災害救助法による救助に関し,民間事業者等と締結した協定について,京都府と情報を共有する。	
177	25-1 電気施設の災害予防 (関西電力株式会社)	25-1 電気施設の災害予防(関西電力株式会社 <u>,関西電力送配電株式会社</u>)	関西電力株 式会社分社 化による修 正
180	1 導水施設等 (1) 疏水(上下水道局水道部管理課) 耐震調査の結果に基づき,必要に応じて耐震化を図る。	 導水施設等 (1) 疏水 (上下水道局水道部管理課) (削除) 調査の結果に基づき、必要に応じて耐震化を図る。 	字句修正

頁	現行	修 正 案	修正理由
182	ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを旧資器材・防災セン ター, きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備 (1) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定(省略) (略)	ウ 災害時対策用端末の配備 スタンドアロン型の下水道台帳管理システムを(削除)きた及びみなみ下水道管路管理センターへ配備 (1) 「緊急対策用」オープンスペース利用計画の策定(省略)(略)	資器材防災 センターの 廃止に伴う 修正 拠点救護所 を廃止した
	エ <mark>拠点</mark> 救護所 オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場	エ <u>(削除)</u> 救護所 オ 緊急輸送道路等の啓開に伴う障害物の仮置場	ため。
189	※ 緊急避難広場の指定○ 緊急避難広場 49箇所(令和元年7月1日)現在)	※ 緊急避難広場の指定○ 緊急避難広場 49箇所(令和2年7月1日 現在)	時点修正
189	※ 一時滞在施設の指定○ 一時滞在施設 <u>134</u>箇所(<u>令和元年7月1日</u>現在)	※ 一時滞在施設の指定 ○ 一時滞在施設 <u>132</u> 箇所(<u>令和2年7月1日</u> 現在)	時点修正
190	※ 避難誘導団体の指定○ 避難誘導団体 23団体(令和元年7月1日現在)	※ 避難誘導団体の指定○ 避難誘導団体 23団体(<u>令和2年7月1日</u>現在)	時点修正

頁	現行	修正案	修正理由
201			「南海トラ
	(京都市災害対策本部設置基準)	(京都市災害対策本部設置基準)	フ地震に関
	ア 京都市域で震度 5 弱(京都地方気象台発表。以下同じ。)以上の	エ 京都市域で震度 5 弱(京都地方気象台発表。以下同じ。)以上の地	する情報」
	地震が発生したとき。	震が発生したとき。	の変更によ
	イ 南海トラフ地震が発生 <u>(追記)</u> したとき。	オ 南海トラフ地震が発生又は南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警	る,災害対
	ウ 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。	<u>戒)の発表がされ</u> たとき。	策本部要綱
		カ 地震による被害により総合的な応急対策の必要があるとき。	の改正に伴
			う変更
218	第3章 災害応急対策計画 第3節 情報の収集・伝達	第3章 災害応急対策計画 第3節 情報の収集・伝達	防災基本計
	3.4 通信手段を確保する	3.4 通信手段を確保する	画の修正内
	(追記)	通信障害が発生した場合は、速やかにその状況や原因、通信施設の	容を踏まえ
		被害や復旧の状況等を関係機関に共有するとともに、通信施設の早期	たもの。
		復旧のため、関係機関との調整を行うものとする。	
	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う(各部,区本部)	3.4.1 可能な限り迅速な情報伝達を行う(各部,区本部)	
	各部,区本部は,有線電話途絶時には,防災情報システム(無線	各部,区本部は,有線電話途絶時には,防災情報システム(無線	
	システム),衛星携帯電話の活用のほか,消防無線その他の業務用	システム),衛星携帯電話の活用のほか,消防無線その他の業務用	
	無線(交通,水道等)の利用や連絡員の派遣など,災害の状況に応	無線(交通,水道等)の利用や連絡員の派遣など,災害の状況に応	
	じ可能な措置を講じ,可能な限り迅速な情報伝達を行う。	じ可能な措置を講じ,可能な限り迅速な情報伝達を行う。	
	なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業	なお、無線、携帯電話等の確保が不十分な場合は、国や通信事業	
	者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努め	者から通信機器の貸与を受けるなどにより通信手段の確保に努め	
	る。	る。	

頁	現行	修 正 案	修正理由
	3.4.2 非常通信の協力を依頼する(本部事務局) 本部事務局は、災害時に有線電話が途絶し、かつ京都市の無線電話等が不通となった場合は、非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。 (追記)	3.4.2 非常通信の協力を依頼する(本部事務局) 本部事務局は、災害時に有線電話が途絶し、かつ京都市の無線電話等が不通となった場合は、非常通信協議会に加入する無線局に非常通信の協力を依頼する。 3.4.3 通信機器の貸出する(近畿総合通信局) 近畿総合通信局は、災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は、本部事務局からの具体的な要請を待たず、速やかに通信機器の貸出に努めるものとする。	
219	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する(本部事務局) 本部事務局は,有線電話途絶時や停電発生時には,西日本電信 電話㈱, <mark>関西電力㈱</mark> 等に対し,通信機能の早期復旧に必要な措置 を依頼する。	3.5.6 通信機能の早期回復に必要な措置を依頼する(本部事務局) 本部事務局は、有線電話途絶時や停電発生時には、西日本電信電 話㈱、関西電力送配電株式会社等に対し、通信機能の早期復旧に 必要な措置を依頼する。	
237	6.2.1 多様な手段により伝達する(本部事務局) 本部事務局は、緊急速報メール(エリアメール)、京都市のホームページ等やポータルサイト・サーバ事業者、ソーシャル・ネットワーキング・サービス事業者等のインターネット・サービス、Lアラート(災害情報共有システム)、(追記)多メディア一斉送信システム(追記)等の多様な手段により、避難勧告等の発令対象となる地域の住民、自主防災組織等に対して、避難勧告等の発令を伝達する。		システム追 加による修 正

頁	現行	修 正 案	修正理由
245	(区本部長による避難所の開設基準)	(区本部長による避難所の開設基準)	救助実施市
	ア開設基準	ア開設基準	に指定され
	(略) イ 避難所の対象	(略)	たことによ
	(略) ウ 収容対象者 (略) エ 開設期間 避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、 被災の状況によって、京都府、国と協議のうえで期間を延長することができる。 なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、区本部長は、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。 オ その他の基準 (略)	(略) ウ 収容対象者 (略) エ 開設期間 避難所を開設する期間は、原則として7日以内とする。ただし、 被災の状況によって、(削除)国と協議のうえで期間を延長することができる。 なお、開設期間の長期化が見込まれる場合においては、区本部長は、応急教育の実施等施設の本来機能回復に支障がないよう、状況に応じて避難所の統廃合を行う。 オ その他の基準 (略)	る修正
245	 7. 2 避難所を開設する (追記) (1) 避難所の安全確認 7.2.1 自治会、社会福祉協議会、自主防災会、施設管理者等と情報交 	7. 2 避難所を開設する 災害により住家に被害を受け、居住する場所を失った者等を受 け入れるため、避難所を開設する。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行	救助実施市 に指定され たことによ る修正
	換を行う(区本部)	細則第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助 (避難所の開設)を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、 国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市 を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京	

頁	現行	修正案	修正理由
		都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救	
		<u>助を実施する。</u>	
		(1) 避難所の安全確認	
		 7.2.1 自治会,社会福祉協議会,自主防災会,施設管理者等と情報交換	
		を行う(区本部)	
245	7.2.5 他の避難所への移動を指示する(区本部 <u>(追記)</u>)	7.2.5 他の避難所への移動を指示する (区本部長)	救助実施市
	区本部長は、区本部管理担当者から要請を受けたときは、周辺	区本部長は、区本部管理担当者から要請を受けたときは、周辺の	に指定され
	の避難所の状況を調査し、他の避難所への移動を指示する。	避難所の状況を調査し、他の避難所への移動を指示する。	たことによ
	(略)	(略)	る修正
	7.3.2 避難所として追加指定を行う(区本部(追記)	7.3.2 避難所として追加指定を行う (区本部長)	
	区本部長は、施設管理者との協議のうえで、避難所を追加指定	区本部長は、施設管理者との協議のうえで、避難所を追加指定す	
	する。この場合において,開設,運営等に関する事項は,通常の	る。この場合において、開設、運営等に関する事項は、通常の避難	
	避難所と同様とする。	所と同様とする。	
	(略)	(略)	
248	7.5 避難所を運営する	7.5 避難所を運営する	救助実施市
	各避難所においては、開設後速やかに次の事項を行う。	各避難所においては、開設後速やかに次の事項を行う。	に指定され
	(1) 情報の収集・伝達	(1) 情報の収集・伝達	たことによ
	7.5.1 避難所,避難者情報の収集を行う (区本部)	7.5.1 避難所,避難者情報の収集を行う(区本部)	る修正
	区本部管理担当者は、当初の段階では避難者数等の概数把握を	 区本部管理担当者は,当初の段階では避難者数等の概数把握を	
	優先するが、可能な限り速やかに、入退所届により避難者名簿を	優先するが、可能な限り速やかに、入退所届により避難者名簿を	
	作成し、区本部長に報告する。	作成し、区本部長に報告する。	
	また、区本部管理担当者は、避難所日報を作成し、収容状況、	また、区本部管理担当者は、避難所日報を作成し、収容状況、	

頁	現行	修 正 案	修正理由
	地域住民のニーズ等を区本部長に報告する。	地域住民のニーズ等を区本部長に報告する。	
	_(追記)	災害救助法を適用している場合,区本部長は,救助の実施状況	
		を保健福祉部長に報告する。	
249	7.6 福祉避難所を開設・運営する	7. 6 福祉避難所を開設・運営する	救助実施市
	避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、区本部が必	避難所での避難生活が困難な要配慮者に対しては、区本部が必	に指定され
	要な援護対策を策定し、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院	要な援護対策を策定し、社会福祉施設や医療機関に入所又は入院	たことによ
	の受入調整等を行うが(「第22節 要配慮者への対応」を参照),	の受入調整等を行うが(「第22節 要配慮者への対応」を参照),	る修正
	更に必要のある場合は,福祉避難所を開設し,要配慮者を受け入	更に必要のある場合は,福祉避難所を開設し,要配慮者を受け入	
	れる。	れる。	
	7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区	7.6.1 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区本	
	本部)	部)	
	区本部 <mark>長</mark> は,避難所内の要配慮者の健康状態,必要な援護の種	区本部(削除)は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の	
	類等を勘案し、一般の避難所(福祉スペースを含む。)での生活が	種類等を勘案し、一般の避難所(福祉スペースを含む。)での生活	
	困難と認められる方(社会福祉施設や医療機関に入所又は入院す	が困難と認められる方(社会福祉施設や医療機関に入所又は入院す	
	るに至らない方に限る。)がいる場合には,保健福祉部 <u>長</u> ,子ども	るに至らない方に限る。)がいる場合には,保健福祉部 <u>(削除)</u> ,子	
	若者はぐくみ部 <mark>長</mark> と連携して、福祉避難所として利用可能な事前	ども若者はぐくみ部 <u>(削除)</u> と連携して,福祉避難所として利用可能	
	指定施設の状況調査を行う。	な事前指定施設の状況調査を行う。	
	7.6.2 施設管理者と協議を行う (区本部)	7.6.2 施設管理者と協議を行う (区本部)	
	区本部 <mark>長</mark> は,施設の状況調査の結果を基に,当該施設管理者と	区本部 <u>(削除)</u> は,施設の状況調査の結果を基に,当該施設管理者	
	福祉避難所としての利用について協議を行う。	と福祉避難所としての利用について協議を行う。	

頁	現行	修正案	修正理由
	7.6.3 福祉避難所を開設する (区本部 <mark>長</mark>)	7.6.3 福祉避難所を開設する (区本部 <u>(削除)</u>)	
	区本部長は、当該施設管理者の了承の下、福祉避難所を開設す	区本部長は、当該施設管理者の了承の下、福祉避難所を開設する。	
	る。	京都市に災害救助法を適用した場合は,京都市災害救助法施行細	
	_ <u>(追記)</u>	則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で救助(福	
		祉避難所の開設)を実施し,同範囲内での救助が困難なときは,国	
		に特別基準の設定について協議する。	
	7.6.4 必要な要員,物資等の確保を図る(保健福祉部要配慮者支援班,	7.6.4 必要な要員,物資等の確保を図る(保健福祉部要配慮者支援班,	
	子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班)	子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班)	
	区本部長が福祉避難所を開設する場合には,保健福祉部長(保	区本部長が福祉避難所を開設する場合には、保健福祉部長(保健	
	健福祉部要配慮者支援班),子ども若者はぐくみ部長(子ども若	福祉部要配慮者支援班),子ども若者はぐくみ部長(子ども若者は	
	者はぐくみ部要配慮者支援班)は、関係部局や関係機関、団体等	ぐくみ部要配慮者支援班)は,関係部局や関係機関,団体等と協力	
	と協力して必要な要員、物資等の確保を図り配置する。	して必要な要員、物資等の確保を図り配置する。	
	_ <u>(追記)</u>	なお, 京都府下において, 本市を含む複数の市町村に災害救助法	
		が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づ	
		き,京都府の連絡調整の下,必要な物資等の確保を図る。	
	7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う (施設管理者, 保健福	7.6.5 避難所に準じた福祉避難所の運営を行う(施設管理者,保健福祉	
	祉部要配慮者支援班,子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班,区	部要配慮者支援班,子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班,区本部)	
	本部)	福祉避難所の運営は,福祉避難所の指定に係る協定に基づき,施	
	福祉避難所の運営は、福祉避難所の指定に係る協定に基づき、	設管理者が,区本部,保健福祉部要配慮者支援班,子ども若者はぐ	
	施設管理者が,区本部,保健福祉部要配慮者支援班,子ども若者	くみ部要配慮者支援班,福祉関係団体,ボランティア等の協力を得	
	はぐくみ部要配慮者支援班、福祉関係団体、ボランティア等の協	て行う。	

頁		現行			修正	案	修正理由
	力を得て行う。 なお、福祉避難所の管理は、避難所の管理に準じて行う。 <u>(追記)</u>			<u>また,災</u> <u>部要配慮者</u>	害救助法を適用してい 支援班), 子ども若者/	難所の管理に準じて行う。 る場合、保健福祉部長(保健福祉 よぐくみ部長(子ども若者はぐく 実施状況を保健福祉部長に報告す	
259	9節 医療救護沿	 f動		9節 医療救護活			救助実施市
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	に指定され
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	たことによ
	9.9 医薬品等を	保健福祉部(医療調整	(2) 備蓄医薬品等 (略)	9.9 医薬品等を	保健福祉部(医療調整班,	(2) 備蓄医薬品等 (略)	る修正
	調達する	班, 衛生班)	(2) 医薬品等の調達 (略)	調達する	衛生班)	(2) 医薬品等の調達 (略)	
			(3) 医薬品等の搬送 (略)			(3) 医薬品等の搬送 (略)	
			(4) 輸血用血液製剤の確保 (略)			(4) 輸血用血液製剤の確保 (略)	
	(追記)	(追記)	_(追記)	9.10 医療救護活 動の実施状況の 報告	保健福祉部(医療調整班,衛生班)	9.10.1 医療救護活動の実施状況を 報告する	
265	9. 9 医薬品等	 Fを調達する		9. 9 医薬品等			救助実施市
	(略)			(略)			に指定され
	9.9.8 京都府,日本赤十字社に供給の要請を行う			9.9.8 京都府,	日本赤十字社に供給の	要請を行う	たことによ
	(略)						る修正
	(追記)			9.10 医療物	な護活動の実施状況の韓	<u> </u>	
				9.10.1 医療救護	賃活動の実施状況を報告	テする(保健福祉部(医療調整班 <u>,</u>	

頁	現行	修正案	修正理由
		衛生班)) 災害救助法適用時,救急医療調整チーム(保健福祉部(医療調整班,衛生班))は,災害救助法による医療及び助産の実施状況について,保健福祉部長に報告する。	
278	12.3 食料を調達する (1) 食料の調達 要給食者が発生する地域において食料を調達することは困難であると予想されるが、近隣地域から可能な限り迅速に調達する。 また、乳幼児に対する粉ミルク等の特に重要な個別需要に対する調達に配慮する。 (追記)	12.3 食料を調達する (1) 食料の調達 要給食者が発生する地域において食料を調達することは困難である と予想されるが、近隣地域から可能な限り迅速に調達する。 また、乳幼児に対する粉ミルク等の特に重要な個別需要に対する調達に配慮する。 京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則 第2条に規定する救助の程度、方法及び期間の範囲内で救助(食品の給与等)を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡調整の下、救助を実施する。	救助実施市 に指定され たことによ る修正

頁	現行	修正案	修正理由
280	12.4.5 避難所の避難者に食料を配分する(区本部) 避難者に対する食料配分は,管理担当者が中心となり,運営協 議会の協力を得て配分する。 (追記)	12.4.5 避難所の避難者に食料を配分する(区本部) 避難者に対する食料配分は、管理担当者が中心となり、運営協 議会の協力を得て配分する。 <u>災害救助法適用時、区本部長は、食品の給与状況について、保</u> <u>健福祉部長に報告する。</u>	たことによ
	12.4.6 在宅要給食者に食料を配分する(区本部) 在宅要給食者に対する食料配分は、事前に届出のあった要給食 者に対し、避難所において配分する。ただし、要配慮者等への配 分については、自主防災組織、運営協議会、ボランティア等に協 力を依頼する。 (追記)		
281	第13節 生活必需品の供給 基本方針 避難所に避難した人、被災した住宅に居住する人 <u>(追記)</u> に対し、備 蓄物資の活用を図るとともに、この計画に基づいて生活必需品を調達し 供給する。 (略)		

頁	現行	修 正 案	修正理由
283	13.3 生活必需品を調達する	13.3 生活必需品を調達する	救助実施市
	作成した生活必需品供給方針に基づき,生活必需品を調達す	作成した生活必需品供給方針に基づき,生活必需品を調達す	に指定され
	る。	る。	たことによ
		京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施	る修正
	<u>(追記)</u>	行細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で	
		<u> 救助(生活必需品の給与等)を実施し,同範囲内での救助が困</u>	
		難なときは,国に特別基準の設定について協議する。京都府下	
		において,本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される	
		広域災害では,京都府災害救助資源配分計画に基づき,京都府	
		の連絡調整の下,救助を実施する。	
	13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する(区本部)	13.3.1 避難所用の生活必需品を調達する(区本部)	
	区内や近隣の小売業者等から生活必需品を調達するものとす	区内や近隣の小売業者等から生活必需品を調達するものとする	
	るが、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産	が、明らかに不足することが予想される場合には、遅滞なく産業	
	業観光部長に対して調達を要請する。	観光部長に対して調達を要請する。	
284	(2) 生活必需品の配分	(2) 生活必需品の配分	救助実施市
	(略)	(略)	に指定され
	13.4.5 避難所の避難者に生活必需品を配分する(区本部)	13.4.5 避難所の避難者に生活必需品を配分する(区本部)	たことによ
	避難者に対する生活必需品の配分は、管理担当者が中心とな	避難者に対する生活必需品の配分は、管理担当者が中心となり、	る修正
	り,運営協議会の協力を得て配分する。	運営協議会の協力を得て配分する。	
	<u>(追記)</u>	災害救助法適用時,区本部は,生活必需品の給与等の状況につ	
		いて,保健福祉部長に報告する。	

_							
頁	現で行				修正	案	修正理由
	13.4.6 在宅被災	後者に生活必需品を配っ	分する(区本部)	13.4.6 在宅被災	く 者に生活必需品を配分	- ナする (区本部)	
	在宅被災	在宅被災者に対する生活必需品の配分は、事前に届出のあった			《者に対する生活必需』	品の配分は,事前に届出のあった	
	在宅被災者	がに対し、避難所におい	いて配分する。ただし,在宅被災	 在宅被災者	新に対し,避難所におい		
	者のうち要	· ・配慮者等への配分に~	ついては、自治会等住民組織、運	者のうち要	要配慮者等への配分に、	ついては、自治会等住民組織、運	
		ボランティア等に協力			ボランティア等に協力		
	(追記)					生活必需品の給与等の状況につ	
	<u>(足能)</u>			建福祉部長に報告する。			
285	第14節 応急総 第14節 応急総			第14節 応急総		_	資器材防災
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	センターの
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	廃止に伴う
	, ,,,	. , , ,	14.2.1 関係会社に協力要請	14.2 応急給水		14.2.1 関係会社に協力要請	修正
	14.2 応急給水	上下水道部総務班			上下水道部総務班		1011
	の体制を確立		を行う	の体制を確立		を行う	
	する		14.2.2 18 大都市水道局等に	する		14.2.2 18 大都市水道局等に	
			応援要請を行う			応援要請を行う	
			14.2.3 関係会社・18 大都市			14.2.3 関係会社・18 大都市	
			職員を暫定的に <u>旧資器</u>			職員を暫定的に <u>太秦庁</u>	
			<u>材・防災センター</u> , 各			<u>舎</u> ,各浄水場で受け入れ	
			浄水場で受け入れる			る	
			14.2.4 応援職員等を各事業			14.2.4 応援職員等を各事業	
			所で受け入れる			所で受け入れる	
			(略)			(略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

頁	現行	修正案	修正理由
285	14,1 応急給水の方針を決定する	14,1 応急給水の方針を決定する	救助実施市
	地震災害による給水施設の破壊,飲料水の枯渇,汚染などに	地震災害による給水施設の破壊,飲料水の枯渇,汚染などに	に指定され
	より,飲料水に適する水を得ることができない者に対して,応	より,飲料水に適する水を得ることができない者に対して,応	たことによ
	急的に必要量の給水を行う。	急的に必要量の給水を行う。	る修正
		京都市に災害救助法を適用した場合は,京都市災害救助法施	
	<u>(追記)</u>	行細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で	
		<u> 救助(応急給水等)を実施し、同範囲内での救助が困難なとき</u>	
		は,国に特別基準の設定について協議する。京都府下において,	
		本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害で	
		は,京都府災害救助資源配分計画に基づき,京都府の連絡調整	
		の下,救助を実施する。	
	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する(上下水道部業務	14.1.1 応急給水に必要な情報を速やかに収集する(上下水道部業務班)	
	班)	下水道部業務班は,地震の発生直後,断水状況,給水の需要,	
	下水道部業務班は,地震の発生直後,断水状況,給水の需要,	道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。	
	道路の通行可否等必要な情報を速やかに収集する。		
286	14.2.3 関係会社・18 大都市職員を暫定的に <u>旧資器材・防災センター</u> ,	14.2.3 関係会社・18 大都市職員を暫定的に太秦庁舎, 各浄水場で受け	資器材防災
	各浄水場で受け入れる(上下水道部総務班)	入れる(上下水道部総務班)	センターの
	上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事す	上下水道部総務班は、関係会社や他都市等の応急対策に従事す	廃止に伴う
	る職員を,暫定的に <u>旧資器材・防災センター</u> 及び各浄水場で受け	る職員を,暫定的に <mark>太秦庁舎</mark> 及び各浄水場で受け入れる。	修正
	入れる。		

頁		現行	:		修正	案	修正理由
287	14,3,5 給水拠点を閉鎖する(上下水道部業務班)			14,3,5 給水拠点	14,3,5 給水拠点を閉鎖する(上下水道部業務班)		
	上下水道	道部業務班は,通常の約	舎水が行われたときは,給水拠点	上下水道	直部業務班は,通常の	給水が行われたときは, 給水拠点	に指定され
	を閉鎖する) _o		を閉鎖する	O o		たことによ
	<u>(追記)</u>			災害救助	办法適用時,上下水道 ;	部業務班は,応急給水の実施状況	る修正
				を保健福祉	上部長へ報告する。		
289	第15節 保健衛	5生活動		第15節 保健衛	5生活動		担当業務の
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	追加
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			15.4.1 (略)			15.4.1 (略)	
			15.4.2 (略)			15.4.2 (略)	
			15.4.3 (略)			15.4.3 (略)	
	15.4 保健活動 保健福祉部保健班	/D bt. Last dep /D bt. sts	15.4.4 避難所等の健康調査,	15.4 保健活動 の実施		15.4.4 避難所等の健康調査,	
		,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,	健康相談, 健康情報提			健康相談, 健康情報提	
	の実施	区本部	供, <u>(追記)</u> 被災地域		の実施 凶 	の実施 区本部	供, <u>感染症対策</u> , 被災地
			の全戸家庭訪問による			域の全戸家庭訪問によ	
			健康調査			る健康調査	
			15.4.5 (略)			15.4.5 (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	15.5 避難生活	保健福祉部保健班,	15.5.1 避難所や被災地域の	15.5 避難生活	保健福祉部保健班,	15.5.1 避難所や被災地域の家	
	の長期化に	区本部	家庭に保健師等を派遣	の長期化に	区本部	庭に保健師等を派遣し	
	伴う対策を		して健康相談 <u>(追記)</u>	伴う対策を		て健康相談 <u>,保健指導等</u>	
	行う		を実施する	行う		を実施する	

頁	現行				修正	· 案	修正理由	
		(略)	15.5.2 応急仮設住宅入居後 の訪問指導や健康相談 <u>(追記)</u> 等を実施する (略)			(略)	15.5.2 応急仮設住宅入居後の 訪問指導や健康相談 <u>,保</u> <u>健指導等</u> を実施する (略)	
290	ア 食品衛生管イ 飲料水の衛ウ 手洗いの励エ 手指消毒用オ トイレの衛カ 生活環境キ 飼育動物の	星管理 (略) 行,マスク着用 <u>(季質</u> アルコール等の配備 星管理 (略) (略) 適正飼育		オカ	食品衛生管 飲料水の衛 手洗いの励 手指消毒用 トイレの衛 生活環境 飼育動物の 健康状態の	理 (略) 星管理 (略) 行,マスク着用 <u>,咳</u> アルコール等の配備 生管理 (略) (略) 適正飼育 (略) <mark>確認</mark>	生の広報・指導内容) エチケットの徹底等(感染症対策) 活衛生関連施設の情報)	「避難所運営マニュ型コロックを受験でする ののでは できまれる できまれる できまれる できまれる できまれる できまれる できまれる いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱい いっぱ
292	地域の全戸 保健福祉 体調不良や	三家庭訪問による健康 止部保健班, 区本部は,	談,健康情報提供, <u>(追記)</u> 被災 調査(保健福祉部保健班,区本部) 避難生活による不眠・疲労等の こ早期に対応するため,巡回健康 対応を行う。	15. 4	被災地域の本部) 保健福祉 体調不良。)全戸家庭訪問によっ 上部保健班, 区本部に	目談,健康情報提供, <u>感染症対策</u> , る健康調査(保健福祉部保健班,区 は,避難生活による不眠・疲労等の 早期に対応するため,巡回健康相 対応を行う。	担当業務の追加

頁	現行	修正案	修正理由
293	15.5.1 避難所や被災地域の家庭に保健師等を派遣して健康相談 (追	15.5.1 避難所や被災地域の家庭に保健師等を派遣して健康相談、保健	担当業務の
	<u>記)</u> を実施する(保健福祉部衛生班,区本部)	<u>指導等</u> を実施する(保健福祉部衛生班,区本部)	追加
	15.5.2 応急仮設住宅入居後の訪問指導や健康相談 (追記) を実施する	15.5.2 応急仮設住宅入居後の訪問指導や健康相談, <mark>保健指導等</mark> を実施	
	(保健福祉部保健班, 区本部)	する(保健福祉部保健班,区本部)	
	15.5.3 PTSD等に対して専門チームによるこころのケアを実施す	15.5.3 PTSD等に対して専門チームによるこころのケアを実施する	
	る(保健福祉部(保健 <mark>医療</mark> 班,要配慮者支援班),子ども若者は	(保健福祉部(保健 <u>(削除)</u> 班,要配慮者支援班),子ども若者は	
	ぐくみ部要配慮者支援班)	ぐくみ部要配慮者支援班)	
299	16.7 住居内に流入した障害物を除去する	16.7 住居内に流入した障害物を除去する	救助実施市
	災害救助法が適用された場合に,下記の要領で実施する。	_(削除)_	に指定され
		京都市に災害救助法を適用した場合は,京都市災害救助法施	たことによ
		行細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で	る修正
		での救助が困難なときは、国に特別基準の設定について協議す	
		る。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法	
		が適用される広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基	
		づき,京都府の連絡調整の下,救助を実施する。	
	16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する(区本部)	 16.7.1 住居内の障害物除去の窓口を設置する(区本部)	
	(略)	(略)	
	16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する(建設部土木事務所班)	16.7.3 当該住居内の障害物の除去を実施する(建設部土木事務所班)	
	建設部土木事務所班は、区本部の要請により当該住居内の障害	建設部土木事務所班は、区本部の要請により当該住居内の障害	
	物の除去を実施し、その廃棄物の処理については、環境政策部と	物の除去を実施し,その廃棄物の処理については,環境政策部と	

頁	現行	修 正 案	修正理由
	協議して実施する。 <u>(追記)</u>	協議して実施する。 <u>災害救助法適用時,建設部土木事務所班は,住居内の障害物除</u> <u>去の実施状況について,保健福祉部長へ報告する。</u>	
302	(1) 災害廃棄物処理実行計画	(1) 災害廃棄物処理実行計画	平成 31 年 3
	(略)	(略)	月に改定し
			た「京都市
	<u>(参考)災害廃棄物分別・処理戦略マニュアル(一般社団法人廃棄物</u>	(参考) 京都市災害廃棄物処理計画(平成31年3月改定)	災害廃棄物
	資源循環学会「災害廃棄物対策・復興タスクチーム)_	本市では、災害廃棄物の処理を迅速に、安全かつ衛生的に行うとと	処理計画」
	平成23年3月11日に発生した東日本大震災における対応等を	もに、廃棄物のリサイクルや環境に留意した対応を図ることにより、	に伴う修正
	参考に,同年4月4日に第一版が公表され,随時検討が加えられてい	市民の生活環境を確保し、速やかな復興を促進することを目的として、	
	<u>るが、災害時に発生する廃棄物の分別、処理方法が種類別に詳細に解</u>	平成10年に「京都市災害廃棄物処理計画」を策定している。	
	説されているなど,仮置場等での分別方針を決定する際に参考にすべ	直近の改定(平成31年3月)では,近年の災害において課題となっ	
	き情報が整理されている。	た災害廃棄物の収集運搬・処理についての広域連携・支援のあり方や	
		仮置場の適切な運用等を踏まえるとともに、被災地への職員派遣等を	
		<u>通じて得られた知見等を踏まえた内容としている。</u>	

者の捜索・遺体の取り _{担当}	扱い・火葬				
担当		19節 行方不明	者の捜索・遺体の取り	扱い・火葬	救助実施市
	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	に指定され
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	たことによ
保健福祉部(医療調整	(略)	19.4 葬計画を策	保健福祉部(医療調整班,	(略)	る修正
班,衛生班)		定する	衛生班)		
区本部 保健福祉部埋火葬・動物 班 区本部	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する 19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる 19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊きゅう車による搬送を依頼する 19.5.4 本部に霊きゅう車の調達を要請する 19.5.5 火葬を行う 19.5.6 遺骨・遺留品を引き渡す 19.5.7 遺骨・遺留品を一時保管する埋葬の実施状況の報告 (追記)	19.5 火葬を行う	区本部 保健福祉部埋火葬・動物 班 区本部	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する 19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる 19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊きゅう車による搬送を依頼する 19.5.4 本部に霊きゅう車の調達を要請する 19.5.5 火葬を行う 19.5.6 遺骨・遺留品を引き渡す 19.5.7 遺骨・遺留品を一時保管する埋葬の実施状況の報告 19.5.8 埋葬の実施状況の報告	
· · ·	会健福祉部 (医療調整 E, 衛生班) 区本部 区本部 理に報告を表する。 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	(略) E, 衛生班) 19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する 19.5.2 関係法規に基づいて火葬手続をとる 19.5.3 社団法人全国霊柩自動車協会に霊きゅう車による搬送を依頼する 19.5.4 本部に霊きゅう車の調達を要請する 2.健福祉部埋火葬・動物班 19.5.5 火葬を行う 班 19.5.6 遺骨・遺留品を引き渡す19.5.7 遺骨・遺留品を一時保管する埋葬の実施状況の報告	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する

修正理由
救助実施市
に指定され
たことによ
る修正

頁	現行	修 正 案	修正理由
312	19.2.5 京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保	19.2.5 京都市中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を	救助実施市
	を要請する(本部事務局)	要請する(本部事務局)	に指定され
	本部事務局は,遺体安置所の開設が見込まれる場合,京都市が	本部事務局は,遺体安置所の開設が見込まれる場合,京都市が	たことによ
	締結している「葬祭業務の委託に関する覚書」に基づいて京都市	締結している「葬祭業務の委託に関する覚書」に基づいて京都市	る修正
	中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請す	中央葬祭業協同組合等に納棺用品等必要資器材の確保を要請す	
	る。	る。	
	<u>(追記)</u>	京都市に災害救助法を適用した場合は,京都市災害救助法施行	
		細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で救助	
		(納棺用品等必要資機材の確保等)を実施し,同範囲内での救助	
		が困難なときは,国に特別基準の設定について協議する。京都府	
		下において、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される	
		広域災害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の	
		連絡調整の下,必要資機材を確保する。	
312	19.3 遺体を取り扱う	19.3 遺体を取り扱う	救助実施市
	(追記)	遺体の検視,一時保存等を行い,遺族又は関係者に遺体を引	に指定され
		<u>き渡す。</u>	たことによ
		京都市に災害救助法を適用した場合は,京都市災害救助法施	る修正
		行細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で	
		救助(遺体の処理等)を実施し、同範囲内での救助が困難なと	
		きは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下におい	
		て,本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災	

頁	現行	修正案	修正理由
	(1) 検視 19.3.1 遺体の検視を行う(警察署)	害では、京都府災害救助資源配分計画に基づき、京都府の連絡 調整の下、救助を実施する。 (1) 検視 19.3.1 遺体の検視を行う(警察署)	
312	19.3.11 ドライアイスで遺体の腐乱を防止する(区本部) 夏季においてはドライアイスにより遺体の腐乱を防止する。 なお,災害救助法による方法,費用の限度,期間は資料3- 23-1を参照のこと。	19.3.11 ドライアイスで遺体の腐乱を防止する(区本部) 夏季においてはドライアイスにより遺体の腐乱を防止する。 (削除)	救助実施市 に指定され たことによ る修正
	(略) 19.3.14 遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する(区本部) 区本部長は、遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する。 (追記)	(略) 19.3.14 遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する(区本部) 区本部長は、遺体安置所の閉鎖届を本部長に報告する。 また、区本部長は、災害救助法適用時、遺体の処理の実施状況 について、保健福祉部長に報告する。	

頁	現行	修正案	修正理由
314	19.5 火葬を行う	19.5 火葬を行う	救助実施市
	災害救助法に基づく火葬の対象は,災害時に死亡した者につ	策定した火葬計画に基づ <mark>き,火葬を行う。</mark>	に指定され
	いて,その遺族が混乱期のため火葬を行うことが困難な場合,	京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施	たことによ
	又は死亡した者の遺族がいない遺体とする。	行細則第2条に規定する救助の程度, 方法及び期間の範囲内で	る修正
	<u>(追記)</u>	<u> 救助(火葬等)を実施し,同範囲内での救助が困難なときは,</u>	
		国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本	
		市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害で	
		は,京都府災害救助資源配分計画に基づき,京都府の連絡調整	
		の下,救助を実施する。	
	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する(区本部)	19.5.1 遺族等に火葬許可証を発行する(区本部)	
	(略)	(略)	
	19.5.7 遺骨・遺留品を一時保管する(区本部)	19.5.7 遺骨・遺留品を一時保管する(区本部)	
	区本部は、火葬後、遺骨の引取手がいない場合、遺骨・遺留品	区本部は、火葬後、遺骨の引取手がいない場合、遺骨・遺留品	
	を,区本部において一時保管する。また,京都市内の空地を仮埋	を, 区本部において一時保管する。また, 京都市内の空地を仮埋	
	葬用の土地として利用する場合は、保健福祉部に必要な法的整備	葬用の土地として利用する場合は、保健福祉部に必要な法的整備	
	を要請する。	を要請する。	
	<u>(追記)</u>	19.5.8 埋葬の実施状況の報告(区本部長)	
		災害救助法適用時,区本部長は,埋葬の実施状況について,保	
		健福祉部長に報告する。	

頁	現行	修 正 案	修正理由
318	20.5 学校教育の再開に向けて対応する	20.5 学校教育の再開に向けて対応する	救助実施市
	20.5.1 児童生徒の就学援助を行う (教育部調査班)	20.5.1 児童生徒の就学援助を行う (教育部調査班)	に指定され
	教育部調査班は、被災児童生徒への学用品等の支給、授業料の	教育部調査班は、被災児童生徒への学用品等の支給、授業料の	たことによ
	減免その他の就学援助を行う。	減免その他の就学援助を行う。	る修正
	<u>(追記)</u>	京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行	
		細則第2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で救助	
		(学用品の支給等)を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、	
		国に特別基準の設定について協議する。京都府下において、本市	
		を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広域災害では、京	
		都府災害救助資源配分計画に基づき,京都府の連絡調整の下,救	
		助を実施する。	
l			1

頁	現行	修 正 案	修正理由
318	(教材、学用品等の調達及び給付) ア 支給の対象 地震により住家の全壊、全焼、流出、半壊、半焼又は床上浸水などにより、就学上欠くことができない学用品を喪失又はき損し、直ちに入手できない状態にある児童等に対して必要最小限度の学用品を支給し、それらの者の就学の便を図る。対象となる児童等の属する学校は、小学校、中学校、高等学校、盲学校、聾学校及び養護学校とし、公立、私立を問わない。 イ 支給品目 支給品目は、教科書、文房具、通学用品とする。 ウ 支給の方法等 教育部長は、各学校等の学用品等の喪失、き損の状況を調査し、その結果に基づき、補給の必要のあるものをまとめて、関係機関へ連絡し調達配給する なお、災害救助法が適用された場合は、同法に定める基準に準じて実施する。 (追記)	(教材,学用品等の調達及び給付) ア 支給の対象 地震により住家の全壊,全焼,流出,半壊,半焼又は床上浸水などにより,就学上欠くことができない学用品を喪失又はき損し,直ちに入手できない状態にある児童等に対して必要最小限度の学用品を支給し,それらの者の就学の便を図る。対象となる児童等の属する学校は,小学校,中学校,高等学校,盲学校,聾学校及び養護学校とし,公立,私立を問わない。 イ 支給品目 支給品目は、教科書、文房具,通学用品とする。 ウ 支給の方法等 教育部長は、各学校等の学用品等の喪失、き損の状況を調査し、その結果に基づき、補給の必要のあるものをまとめて、関係機関へ連絡し調達配給する (削除) 災害救助法適用時、教育部調査班は、学用品の支給状況について保健福祉部長に報告する。	修正理田 東海 に た と で で で で で で で で で で で で で で で で で で

頁	現行	修正案	修正理由
332	22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区本部,保健福祉部要配慮者支援班,子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班) 区本部長は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、一般の福祉避難所(福祉スペースを含む。)	22.6.5 区内の福祉避難所として利用可能な施設の状況を調査する(区本部、保健福祉部要配慮者支援班、子ども若者はぐくみ部要配慮者支援班) 区本部長は、避難所内の要配慮者の健康状態、必要な援護の種類等を勘案し、一般の(削除)避難所(福祉スペースを含む。)	字句修正
334	第23節 災害旧情報の適用 基本方針 本部長は、京都市内における被害が災害救助法の適用基準に該当し、 又は該当すると見込まれる場合は、 <u>京都府に対し</u> 、同法の適用を <u>要請</u> し、 必要な救助を実施する。 震災後、迅速に災害救助法 <u>が適用され、</u> 救助活動が円滑に実施できる ように、災害救助法の適用基準、救助の程度、方法、窓口等について明 確にし、併せて、担当職員に対して災害救助法の実務の詳細を研修等に よって周知する。		救助実施市 に指定され たことによ る修正

議1-2

頁	現行		修 正 案			修正理由	
334	第23節 災害日 役割分担	日情報の適用		第23節 災害 E 役割分担	1情報の適用		救助実施市 に指定され
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	たことによ
	23.1 被害の認定を行う	区本部,消防部予防調查班	(1) 原則 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する 23.1.3 災害救助法適用を判断する (追記) (2) 災害の規模が大きく住家の滅失 の認定に時間を要すると判断する とき 23.1.4 災害救助法適用見込みを判 断する 23.1.5 本部長に災害救助法適用見 込みを報告する (追記)	23.1 被害の認定を行う	区本部,消防部予防調查班	(1) 原則 23.1.1 被害の認定を行う 23.1.2 被害の認定結果を報告する 23.1.3 災害救助法適用を判断する 23.1.4 被害状況を内閣府に報告す る (2) 災害の規模が大きく住家の滅失 の認定に時間を要すると判断する とき 23.1.5 災害救助法適用見込みを判 断する 23.1.6 本部長に災害救助法適用見 込みを報告する 23.1.7 被害状況を内閣府に報告す る	る修正
	23.2 災害救助法 の適用を <mark>申請</mark> する	<u>本部事務局</u>	23.2.1 本部長の承認を得る 23.2.2 府知事に災害救助法適用を 申請する	23.2 災害救助法 の適用を <u>決定</u> する	本部長本部事務局	23.2.1 災害救助法の適用を決定する 23.2.2 内閣総理大臣に災害救助法の適用を報告する	

頁	現行		修 正 案			修正理由	
	23.3 災害救助を 実施する <u>(追記)</u>	序知事 本部事務局 区本部 (追記) 保健福祉部長(保健福祉部底務班)	23. 2. 3 災害救助法の適用の可否を 判断する 23. 2. 4 災害救助法に基づく救助を 告示する 23. 2. 5 各部長,区本部長に通知する 23. 3. 1 災害救助を実施する 23. 3. 2 所管する救助の実施状況を 取りまとめる 23. 3. 3 実施状況を保健福祉部長に 報告する 23. 3. 4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23. 3. 5 実施状況を府知事に報告する (追記)	23.3 災害救助を 実施する 23.4 国庫負担金 の交付を申請する	各部,区本部 本部事務局 各部,区本部 保健福祉部長(保健福祉部底務班) 保健福祉部長(保健福祉部底務班)	23. 2. 3 各部長,区本部長に災害救助法適用を通知する 23. 2. 4 京都府に災害救助法適用を情報提供する 23. 2. 5 災害救助法による救助を告示する 23. 3. 1 災害救助を実施する 23. 3. 2 特別基準の設定について協議する 23. 3. 3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、保健福祉部長に報告する 23. 3. 4 京都市の救助実施状況を取りまとめる 23. 3. 5 実施状況を内閣府に報告する 23. 4. 1 国庫負担金の交付を申請する 3 3	

頁	現行	修 正 案	修正理由
334	23.1.3 災害救助法適用を判断する(本部事務局)	23.1.3 災害救助法適用を判断する(本部事務局)	救助実施市
	本部事務局は,取りまとめた被害状況 <u>の結果に基づき,</u> 震災に	本部事務局は,取りまとめた被害状況 <u>を基に,</u> 震災による被害	に指定され
	よる被害が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。	が災害救助法適用基準に該当するかを判断する。	たことによ
	<u>(追記)</u>	23.1.4 被害状況を内閣府に報告する (本部事務局)	る修正
		本部事務局は、取りまとめた被害状況を内閣府に報告する。	
335	(災害救助法の適用)	(災害救助法の適用)	救助実施市
	ア 救助の種類・実施機関	ア 救助の (削除) 実施機関	に指定され
	災害救助法による救助は、法定受託事務として <u>府知事が行い、市</u>	災害救助法による救助は、法定受託事務として <u>市長が行う。</u>	たことによ
	<u>長がこれを補助する。</u>		る修正
	なお、府知事が救助を迅速に行う必要があると認めた場合は、そ	_(削除)_	
	<u>の都度の通知に基づき、市長は救助を行う。</u>		
	_(追記)	<u>イ 災害救助法による救助の種類</u>	
		<u>(ア) 避難所及び応急仮設住宅の供与</u>	
		<u>(イ)炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給</u>	
		<u>(ウ)被服,寝具その他生活必需品の給与又は貸与</u>	
		(エ) 医療及び助産	
		(オ)被災者の救出	
		<u>(カ)被災した住宅の応急修理</u>	
		<u>(キ) 学用品の給与</u>	
		<u>(ク) 埋葬</u>	
		<u>(ケ) 死体の捜索及び処理</u>	

頁	現行	修正案	修正理由
	イ 経費の支弁・負担 (ア)府の支弁・負担 救助に要する費用は、府が負担弁償する。 (イ)国庫負担 府が支弁した災害救助費が 100 万円以上となる場合には、国庫は、当該災害救助費の額に応じ負担する。 ウ 災害救助法の適用基準(略)	(コ) 災害によって住居又はその周辺に運ばれた土石,竹木等で,日 常生活に著しい支障を及ぼしているものの除去 ウ 経費の支弁・負担 (ア) 経費の支弁・負担 救助に要する費用は,京都市が負担弁償する。 (イ) 国庫負担 <u>京都市</u> が支弁した災害救助費が 100 万円以上となる場合には, 国庫は,当該災害救助費の額に応じ負担する。 エ 災害救助法の適用基準 (略)	
335	 (2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき 23.1.4 災害救助法適用見込みを判断する(本部事務局)(略) 23.1.5 本部長に災害救助法適用見込みを報告する(本部事務局)本部事務局は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。 (追記) 	(2) 災害の規模が大きく住家の滅失の認定に時間を要すると判断するとき 23.1.5 災害救助法適用見込みを判断する(本部事務局) (略) 23.1.6 本部長に災害救助法適用見込みを報告する(本部事務局) 本部事務局は、本部長に災害救助法の適用見込みを報告する。 23.1.7 被害状況を内閣府に報告する(本部事務局) 本部事務局は、被害状況を内閣府に報告する。	救助実施市 に指定され たことによ る修正

			, ,
頁	現 現 行	修正案	修正理由
336	23.2 災害救助法の適用を <mark>申請</mark> する	23.2 災害救助法の適用を <mark>決定</mark> する	救助実施市
	23.2.1 本部長の承認を得る(本部事務局)	23.2.1 <u>災害救助法の適用を決定する(本部長)</u>	に指定され
	本部事務局は、住家の滅失の被害認定結果の取りまとめ結果に	本部長は、被害が災害救助法適用基準に該当する場合、災害救	たことによ
	基づき、震災による被害が災害救助法適用基準に該当する場合	助法の適用を決定する。	る修正
	や,災害救助法が適用される見込みがあると判断した場合は,本		
	部長の承認を得て、事後の災害救助法適用申請に関する業務を行		
	<u>5.</u>	23.2.2 内閣総理大臣に災害救助法の適用を報告する(本部事務局)	
	23.2.2 府知事に災害救助法適用を申請する(本部事務局)	本部事務局は,内閣総理大臣に災害救助法の適用を報告する。	
	本部事務局は、府知事に対して、災害の発生報告を行い、災害		
	<u>救助法の適用を申請する。</u>	23.2.3 各部長,区本部長に災害救助法の適用を通知する(本部事務局)	
	23.2.3 災害救助法の適用の可否を判断する(府知事)	本部事務局は、各部長、区本部長に災害救助法の適用を通知す	
	災害救助法適用の申請を受けた知事は、京都府災害対策本部会	<u>3.</u>	
	議を開き,災害救助法を適用すべきか否かを判断し,災害救助法		
	を適用する必要があると認めたときは、直ちに法に基づく救助の		
	実施について、当該市町村長に事務の内容・期間を通知するとと		
	もに,内閣総理大臣宛て報告する。	23.2.4 京都府に災害救助法適用を情報提供する(本部事務局)	
	23.2.4 災害救助法に基づく救助を告示する(府知事)	本部事務局は,京都府に災害救助法の適用を情報提供する。	
	府知事は,災害救助法を適用したときは,速やかに告示する。	23.2.5 <u>災害救助法による救助を告示する(本部事務局)</u>	
	23.2.5 各部長,区本部長に通知する(本部事務局)	本部事務局は、内閣府と連絡調整を図り、災害救助法の適用に	
	本部事務局は,災害救助法が適用された場合は,各部長,区本	ついて速やかに告示する。	
	部長にその旨を通知する。		

頁	現行	修正案	修正理由
336	23.3 災害救助を実施する	23.3 災害救助を実施する	救助実施市
	23.3.1 災害救助を実施する(各部,区本部)	23.3.1 災害救助を実施する(各部,区本部)	に指定され
	各部, 区本部は, <u>資料3-23-1</u> の範囲内で救助を実施する。	各部,区本部は, <u>京都市災害救助法施行細則第2条に規定する</u>	たことによ
	<u>(追記)</u>	<u>救助の程度,方法及び期間</u> の範囲内で救助を実施する。	る修正
		同範囲内での救助が困難な特別の事情があるときは、本部事務	
		局に協議する。京都府下において、本市を含む複数の市町村に災	
		害救助法が適用される広域災害では,京都府災害救助資源配分計	
		画に基づき,京都府の連絡調整の下,救助を実施する。	
	23.3.2 所管する救助の実施状況を取りまとめる(各部,区本部)	23.3.2 特別基準の設定について協議する (本部事務局)	
	各部,区本部は,所管する救助の実施状況を定められた書類,	本部事務局は、各部、区本部が、京都市災害救助法施行細則第	
	帳簿等に取りまとめる。	2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で救助を実施	
		することが困難であると認めたときは、その都度、特別基準の設	
		定について内閣府に協議する。_	
		内閣府から特別基準の設定が承認された場合,本部事務局は,	
		特別基準を設定し、その内容を各部、区本部に通知する。また、	
		京都府災害救助資源配分計画が適用されているときは、特別基準	
		の設定に係る内閣府との協議内容及び協議結果を京都府へ情報提	
		<u>供する。</u>	
	23.3.3 <u>実施状況を</u> 保健福祉部長に報告する(各部,区本部)	23.3.3 所管する救助の実施状況を取りまとめ、保健福祉部長に報告す	
	各部,区本部は,所管する救助の実施状況を定められた書類,	る (各部, 区本部)	
	帳簿等に取りまとめ、保健福祉部長に報告する。	各部,区本部は,所管する救助の実施状況を定められた書類,	

頁	現行	修正案	修正理由
		帳簿等に取りまとめ、保健福祉部長に報告する。	
	23.3.4 京都市の救助実施状況を取りまとめる(保健福祉部長(保健福祉部底務班)) 保健福祉部長(保健福祉部庶務班)は、京都市の救助の実施状況を取りまとめる。 23.3.5 実施状況を府知事に報告する(保健福祉部長(保健福祉部庶務班) 保健福祉部長(保健福祉部庶務班)は、京都市の救助の実施状況を取りまとめ、府知事に報告する。	祉部庶務班)) 保健福祉部長(保健福祉部庶務班)は、京都市の救助の実施状 況を取りまとめる。	
	<u>(追記)</u>	23.4 国庫負担金の交付を申請する 23.4.1 国庫負担金の交付を申請する(保健福祉部長(保健福祉部庶務班)) 保健福祉部長(保健福祉部庶務班)は、災害救助法による救助の完了後、救助の種類ごとに、実施状況及び救助に掛かった費用を取りまとめ、内閣総理大臣に国庫負担金の交付を申請する。	

頁		現る	Ī		修 正	案	修正理由
340	25-1 電気施設	み の応急対策		25-1 電気施設	との応急対策		関西電力株
	実施責任者:	関西電力株式会社		実施責任者 :	関西電力送配電株式	<u> </u>	式会社分社
	役割分担			役割分担			化による修
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	正
	25-1.1 地震災	関西電力株式会社	25-1.1.1 情報の収集を行う	25-1.1 地震災	関西電力	25-1.1.1 情報の収集を行う	
	害発生時の		25-1.1.2 電力を融通する	害発生時の	送配電株式会社	25-1.1.2 電力を融通する	
	初動対応を		25-1.1.3 被害状況を連絡する	初動対応を		25-1.1.3 被害状況を連絡する	
	行う		25-1.1.4 広報活動を行う	行う		25-1.1.4 広報活動を行う	
			25-1.1.5 危険予防措置する			25-1.1.5 危険予防措置する	
	25-1.1.2 電力	関西電力株式会社	25-1.2.1 復旧計画を策定する	25-1.1.2 電力	関西電力	25-1.2.1 復旧計画を策定する	
	を融通する		25-1.2.2 対応要員を確保する	を融通する	送配電株式会社	25-1.2.2 対応要員を確保する	
			25-1.2.3 復旧資材を確保する			25-1.2.3 復旧資材を確保する	
			25-1.2.4 応急復旧工事を行う			25-1.2.4 応急復旧工事を行う	
			25-1.2.5 地下埋設管の復旧に			25-1.2.5 地下埋設管の復旧につ	
			ついて協議を行う			いて協議を行う	
	関西電力株式会	<u>↑</u> は,突発的な事故		関西電力送配電	。 <u>『株式会社</u> は,突発的』	な事故の発生に備え、即時復旧を	
	め,緊急連絡体制	」を確立し、地震災害	により電気設備に被害を受けた場	行うため、緊急連	車絡体制を確立し、地域	震災害により電気設備に被害を受	
	合には、応急復旧諸対策を迅速に実施するなど万全を期する。			けた場合には, 応	る復旧諸対策を迅速に	こ実施するなど万全を期する。	

頁	現行	修正案	修正理由
341	25-1.2.2 対応要員を確保する	25-1.2.2 対応要員を確保する	関西電力株
	(略)	(略)	式会社分社
	対策組織要員は,所属する対策組織が設置された場合,速や	対策組織要員は,所属する対策組織が設置された場合,速やか	化による修
	かに出社する。また,他電力会社, <u>(追記)</u> 電源開発株式会社	に出社する。また,他電力会社, <mark>他一般送配電事業者,</mark> 電源開発	正
	<u>(追記)</u> および電力広域的運営推進機関等と復旧要員の相互応	株式会社, <u>電源開発送変電ネットワーク株式会社</u> および電力広	
	援体制を整えておく。	域的運営推進機関等と復旧要員の相互応援体制を整えておく。	
	25-1.2.3 復旧資材を確保する	25-1.2.3 復旧資材を確保する	
	予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材	予備品, 貯蔵品等の在庫量を確認し, 調達を必要とする資材は,	
	は,現地調達,他 <u>支店</u> 間の流用,他電力会社 <u>(追記)</u> からの融	現地調達,他 <u>支社</u> 間の流用,他電力会社 <mark>等</mark> からの融通により,可	
	通により、可及的速やかに確保する。輸送については請負会社	及的速やかに確保する。輸送については請負会社の車両, 舟艇,	
	の車両、舟艇、ヘリコプター等により行う。	ヘリコプター等により行う。	

議1-2

頁	現行		修正案			修正理由	
346	25-4 水道施設の応急対策 実施責任者 : 上下水道部長 役割分担				25-4 水道施設の応急対策 実施責任者 : 上下水道部長 公割分却		
	応急対策項目 (略)	担当 (略)	分担内容 (略)	応急対策項目 (略)	担当 (略)	分担内容 (略)	
	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道班	25-4.2.1 取水,導水 <u>(追記)</u> 施設の応急措置を行 う。	25-4.2 応急措置を行う	上下水道部水道班	25-4.2.1 取水,導水, <mark>浄水</mark> 施 設の応急措置を行う。	
			25-4.2.2 配水施設の応急処 置を行う (略)			25-4.2.2 配水施設の応急処 置を行う (略)	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	25-4.5 広報活動を行う	上下水道部総務班	(略)	25-4.5 広報活動を行う	上下水道部総務班	(略)	
		(追記)	25-4.5.5 広報紙等の配布を 行う		上下水道部業務班	25-4.5.5 広報紙等の配布を 行う	

頁	現行			修正案			修正理由
347	25-4.2.1 取水, 導水 (追記) 施設の応急措置を行う(上下水道部水道班) 取水池や導水管等については, 亀裂, 漏水等により運用を継続することが困難な場合, 取水, 導水 (追記) の停止や減量等の応急措置を行う。			25-4.2.1 取水, 導水 <u>, 浄水</u> 施設の応急措置を行う(上下水道部水道班) 取水池や導水管等については, 亀裂, 漏水等により運用を継続 することが困難な場合, 取水, 導水 <u>, 浄水</u> の停止や減量等の応急措置を 行う。			字句修正
349	(略)			25-4.5 広報活動を行う (略) 15-4.5.5 広報紙等の配布を行う(上下水道部 <u>業務</u> 班)			字句修正
361	27-1 応急仮設住宅の供給 役割分担			27-1 応急仮設住宅の供給 役割分担			救助実施市に指定され
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	たことによ る修正
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	る修正
	27-1.4 応急仮設 住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する 27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う 27-1.4.3 京都府を通じて建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する (追記)	27-1.4 応急仮設 住宅を建設する	都市計画部公共建築班	27-1.4. 応急仮設住宅の設計を実施する 27-1.4.2 応急仮設住宅の建設発注・工事監理を行う 27-1.4.3 (削除)建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する 27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する	
	(略)	(略)	(暗各)	(略)	(略)	(略)	

		-	
頁	現行	修正案	修正理由
364	27-1.4 応急仮設住宅を建設する	27-1.4 応急仮設住宅を建設する	救助実施市
	(追記)	決定した建設計画に基づき、応急仮設住宅を建設する。	に指定され
		京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施行細則第	たことによ
		2条に規定する救助の程度,方法及び期間の範囲内で救助(応急仮設住	る修正
		宅の建設等)を実施し、同範囲内での救助が困難なときは、国に特別基	
		進の設定について協議する。京都府下において,本市を含む複数の市町	
		村に災害救助法が適用される広域災害では,京都府災害救助資源配分計	
		画に基づき,京都府の連絡調整の下,救助を実施する。	
	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する(都市計画部公共建築班)	27-1.4.1 応急仮設住宅の設計を実施する(都市計画部公共建築班)	
	都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、応急仮設住宅	都市計画部公共建築班は、以下の点に配慮し、応急仮設住宅	
	の設計を実施する。	の設計を実施する。	
	なお、応急仮設住宅の規模、費用等は、資料3-23-1に	(削除)	
	<u>よる。</u>		
	(略)	(略)	
	27-1.4.3 <u>京都府を通じて</u> 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼	27-1.4.3 (削除) 建設資材の提供を建設事業者団体等へ依頼する(都	
	する(都市計画部公共建築班)	市計画部公共建築班)	
	都市計画部公共建築班は,応急仮設住宅を迅速に建設するこ	都市計画部公共建築班は,応急仮設住宅を迅速に建設するこ	
	とができるよう,京都府 <mark>を通じて</mark> 建設事業者団体等に建設資材	とができるよう,京都府 <mark>と調整を図ったうえで,</mark> 建設事業者団	
	の提供を依頼する。	体等に建設資材の提供を依頼する。	
	(追記)	27-1.4.4 応急仮設住宅の建設状況を報告する(都市計画部公共建築班)	
		災害救助法適用時,都市計画部公共建築班は,応急仮設住宅	
		の建設状況について,保健福祉部長へ報告する	

議1-2

頁	現行			修正案			修正理由
366	27-2住宅の応急修理,公営住宅等による対応 役割分担			27-2住宅の応急修理,公営住宅等による対応 役割分担			救助実施市 に指定され
	応急対策項目 27-2.1 住宅の応 急修理を行う	担当 本部長 区本部	分担内容 27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する 27-2.1.2 応急修理申込書を配布する 27-2.1.3 応急修理申込書を受け付ける 27-2.1.4 応急修理受付結果を報告する 27-2.1.5 住宅応急修理申込書を集計整理する 27-2.1.6 応急修理に係る工事を発注する 27-2.1.7 請負契約を締結する 27-2.1.8 工事監理を実施する (追記)	応急対策項目 27-2.1 住宅の応 急修理を行う	本部長 区本部 都市計画部住宅班	分担内容 27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する 27-2.1.2 応急修理申込書を配布する 27-2.1.3 応急修理申込書を受け付ける 27-2.1.4 応急修理受付結果を報告する 27-2.1.5 住宅応急修理申込書を集計整理する 27-2.1.6 応急修理に係る工事を発注する 27-2.1.7 請負契約を締結する 27-2.1.8 工事監理を実施する 27-2.1.9 応急修理の実施状況を報告する 告する	たことによる修正
	(略)	(理各)	(略)	(暗各)	(略)	(略)	

頁	現行	修正案	修正理由
366	27-2.1 住宅の応急修理を行う	27-2.1 住宅の応急修理を行う	救助実施市
	27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する(本部長)	27-2.1.1 住宅の応急修理の実施を判断する(本部長)	に指定され
	災害救助法に基づく住宅の応急修理の判断は,災害の規模に	災害救助法に基づく住宅の応急修理の判断は,災害の規模に	たことによ
	応じて本部長が決定する。	応じて本部長が決定する。	る修正
	<u>(追記)</u>	京都市に災害救助法を適用した場合は、京都市災害救助法施	
		行細則第2条に規定する救助の程度, 方法及び期間の範囲内で	
		救助(住宅の応急修理等)を実施し、同範囲内での救助が困難	
		なときは、国に特別基準の設定について協議する。京都府下に	
		おいて、本市を含む複数の市町村に災害救助法が適用される広	
		<u>域災害では,京都府災害救助資源配分計画に基づき,京都府の</u>	
		連絡調整の下,救助を実施する。	
366	27-2.1.8 工事監理を実施する(都市計画部住宅班)	27-2.1.8 工事監理を実施する(都市計画部住宅班)	救助実施市
	都市計画部住宅班は,京都市内の住宅の応急修理に関する工	都市計画部住宅班は,京都市内の住宅の応急修理に関する工	に指定され
	事監理を実施する。	事監理を実施する。	たことによ
	<u>(追加)</u>	27-2.1.9 応急修理の実施状況を報告する(都市計画部住宅班)	る修正
		災害救助法適用時,都市計画部住宅班は,応急修理の実施状	
		況を保健福祉部長に報告する。	

頁	現行			修 正 案			修正理由
374	(オープンスペース利用計画の内容)				(オープンスペース利用計画の内容)		
	「緊急対策用」	オー (略)		「緊急対策用」オープ (略)			に策定した
	プ	エ <u>拠点</u> 救護所	,	ンスペース	エ <u>(削除)</u> 救	護所	マニュアル
	ンスペース	オ 緊急輸送道	[路等の啓開に伴う障害物の仮		オ 緊急輸送道	[路等の啓開に伴う障害物の仮置	により, 拠
		置場			場		点救護所を
							廃止したた
							め。
375	28.3 緊急対策用	オープンスペースを最	優先で利用する	28.3 緊急対策用オープンスペースを最優先で利用する (略)			拠点救護所
	(略)						を廃止した
	→ 9.4 <mark>拠点</mark> 救護所を設置する			⇒ 9.4 (削除) 救護所を設置する			ため。
391	第2節 市民生活の復旧			第2節 市民生活の復旧			保健福祉部
	役割分担			役割分担	において支		
	応急対策項目	担当	分担内容	応急対策項目	担当	分担内容	給手続きを
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	行うため。
	2.3 被災者生	保健福祉部, 区本部	(1) 「被災者生活再建支援法」	2.3 被災者生	保健福祉部, (削除)	(1) 「被災者生活再建支援法」	
	活再建支援金		に基づく被災者生活再建支	活再建支援金		に基づく被災者生活再建支	
	の支給を行う		援金の支給を行う	の支給を行う		援金の支給を行う	
			2.3.1 支給申請手続を行う置			2.3.1 支給申請手続を行う置	
			を行う			を行う	
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			•				

頁	現行	修 正 案	修正理由
394	2.3 被災者生活再建支援金の支給を行う	2.3 被災者生活再建支援金の支給を行う	保健福祉部
	(1)「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を	(1)「被災者生活再建支援法」に基づく被災者生活再建支援金の支給を行	において支
	行う	う	給手続きを
	2.3.1 支給申請手続きを行う(保健福祉部, <mark>区本部</mark>)	2.3.1 支給申請手続きを行う(保健福祉部, <u>(削除)</u>)	行うため。
	被災者生活再建支援金の支給申請手続は, <mark>区本部において受付</mark>	被災者生活再建支援金の支給申請手続は, <u>(削除)</u> 保健福祉部が	
	<u>を行い、</u> 保健福祉部が取りまとめ府を経由し基金へ提出する。	取りまとめ府を経由し基金へ提出する。	
407	1-3 災害応急対策への備え	1-3 災害応急対策への備え	現在、南海
	1 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応	1 「南海トラフ地震臨時情報」発表時の対応	トラフ臨時
	中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価	中央防災会議防災対策実行会議「南海トラフ沿いの地震観測・評価	情報発表の
	に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ、 <mark>南海ト</mark>	に基づく防災対応検討ワーキンググループ」の報告を踏まえ, (削除)	体系は確立
	<u>ラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間,</u> 気象	気象庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。当該情報の	しているた
	庁は「南海トラフ地震に関連する情報」を発表する。当該情報のうち、	うち,「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の京都市の対応に	め。
	「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の京都市の対応につい	ついては、以下によるものとする。	
	ては、以下によるものとする。		
410	1.2 初期活動体制を整える(各局,区役所)	1.2 初期活動体制を整える(各局,区役所)	「南海トラ
	各局,区役所は,南海トラフ地震 <u>(追記)</u> 発生直後から的確・円	各局,区役所は,南海トラフ地震 <u>又は当該地震と判定されうる規模</u>	フ地震に関
	滑な災害応急対策を実施するため、各局、区役所別に定める計画に	<u>の地震</u> 発生直後から的確・円滑な災害応急対策を実施するため,各局,	する情報」
	基づき,迅速な初期活動体制の整備を図る。	区役所別に定める計画に基づき、迅速な初期活動体制の整備を図る。	の変更によ
			る,災害対
			策本部要綱
			の改正に伴
			う修正

頁	現行	修 正 案	修正理由
410	1.3 京都市災害対策本部を設置する(本部長)	1.3 京都市災害対策本部を設置する(本部長)	南海トラフ
	本部長(市長)は、超広域的災害で甚大な被害が予想される南海	本部長(市長)は、超広域的災害で甚大な被害が予想される南海ト	地震に関す
	トラフ地震に対する災害応急対策を行うため,南海トラフ地震 <u>(追</u>	ラフ地震に対する災害応急対策を行うため、南海トラフ地震が発生 <mark>又</mark>	る情報」の
	<u>記)</u> が発生 <u>(追記)</u> たときは,災害対策基本法第 23 条の 2 第 1 項の	<u>は当該地震と判定されうる規模の地震が発生し、「南海トラフ地震臨</u>	変更によ
	規定に基づき,京都市災害対策本部を設置する。	時情報(巨大地震警戒)」が発表され たときは,災害対策基本法第 23	る,災害対
		条の2第1項の規定に基づき,京都市災害対策本部を設置する。	策本部要綱
			の改正に伴
			う修正
410	2 職員を配備・動員する	2 職員を配備・動員する	南海トラフ
	2.1 配備(活動)体制を発令する(本部長)	2.1 配備(活動)体制を発令する(本部長)	地震に関す
	本部長(市長)は、南海トラフ地震が発生したときは、京都市域	本部長(市長)は、南海トラフ地震が発生したときは、京都市域	る情報」の
	の震度が4以下の場合においても第3号体制の配備(活動)体制を	の震度が4以下の場合においても第3号体制の配備(活動)体制を	変更によ
	発令する。	発令する。	る,災害対
	_(追記)	また、南海トラフ地震と判定されうる規模の地震が発生し、「南海	策本部要綱
		トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)」が発表されたときは、京都市	の改正に伴
		域の震度が4以下の場合においても第1号体制の配備(活動)体制	う修正
		<u>を発令する。</u>	
411	2.2 職員を動員する(各部,区本部)	2.2 職員を動員する(各部,区本部)	南海トラフ
	(追記) 第3号体制の配備 (活動) 体制が勤務時間外に発令さ	第1号体制又は第3号体制の配備(活動)体制が勤務時間外に発	地震に関す
	れたとき、各部長、区本部長は、あらかじめ定めた連絡体制によ	令されたとき、各部長、区本部長は、あらかじめ定めた連絡体制に	る情報」の
	り、配備体制に基づく動員を行う。	より、配備体制に基づく動員を行う。	変更によ
	なお、動員に該当する職員は、南海トラフ地震又は当該地震と	なお、動員に該当する職員は、南海トラフ地震又は当該地震と判	る, 災害対

頁	現行	修正案	修正理由
	判定されうる規模の地震が発生したことを聞知したときは、指令	定されうる規模の地震が発生したことを聞知したときは、指令の伝	策本部要綱
	の伝達を待つことなく、速やかに自主参集する。	達を待つことなく、速やかに自主参集する。	の改正に伴
			う修正
411	3 情報を収集し、伝達する	3 情報を収集し、伝達する	南海トラフ
	3.1 地震に関する情報を収集・伝達する(本部事務局,各部,区本	3.1 地震に関する情報を収集・伝達する(本部事務局,各部,区本部)	地震に関す
	部)	本部事務局は、南海トラフ地震に対する災害応急対策を行うた	る情報」の
	本部事務局は、南海トラフ地震に対する災害応急対策を行うた	め,南海トラフ地震 <u>又は当該地震と判定されうる規模の地震</u> が発生	変更によ
	め,南海トラフ地震 <u>(追記)</u> が発生したときは,京都市域内の地	したときは、京都市域内の地震情報を収集するとともに、広域応援	る,災害対
	震情報を収集するとともに、広域応援体制を判断するため、広域	体制を判断するため、広域的な地震情報の収集に努め、各部等に地	策本部要綱
	的な地震情報の収集に努め、各部等に地震情報の伝達を行う。	震情報の伝達を行う。	の改正に伴
			う修正
411	4 災害応急対策を実施する	4 災害応急対策を実施する	南海トラフ
	4.1 災害応急対策を実施する(各部,区本部,関係機関)	4.1 災害応急対策を実施する(各部,区本部,関係機関)	地震に関す
	南海トラフ地震(追記)が発生した場合における被害の防止・軽	南海トラフ地震 <u>又は当該地震と判定されうる規模の地震が</u> 発生	る情報」の
	減や二次災害防止のため必要な措置,救助・救急活動,医療活動,	した場合における被害の防止・軽減や二次災害防止のため必要な措	変更によ
	消火活動,物資調達,輸送活動,保健衛生活動,防疫活動その他	置, 救助・救急活動, 医療活動, 消火活動, 物資調達, 輸送活動,	る,災害対
	の必要な応急対策については,「第3章 災害応急対策計画」に定	保健衛生活動,防疫活動その他の必要な応急対策については,「第	策本部要綱
	めるところによる。	3章 災害応急対策」に定めるところによる。	の改正に伴
			う修正

頁	現行	修正案	修正理由
411	4.2 帰宅困難者対策を実施する(各部,区本部,関係機関)	4.2 帰宅困難者対策を実施する(各部,区本部,関係機関)	南海トラフ
	南海トラフ地震 <u>(追記)</u> 発生による京都市内での道路,鉄道網の	南海トラフ地震 <u>又は当該地震と判定されうる規模の地震</u> 発生に	地震に関す
	被害は軽微であると想定されるが、交通網は広域的に大きな被害	よる京都市内での道路、鉄道網の被害は軽微であると想定される	る情報」の
	を生じると考えられ、また、地震動は継続時間も長く続くと考え	が、交通網は広域的に大きな被害を生じると考えられ、また、地震	変更によ
	られるため、駅周辺の繁華街や観光地等において、多くの帰宅困	動は継続時間も長く続くと考えられるため、駅周辺の繁華街や観光	る,災害対
	難者が滞留した場合、「第3章 第6節 避難応急対策」に定め	地等において、多くの帰宅困難者が滞留した場合、「第3章 第6	策本部要綱
	るところにより、適切に情報提供と避難誘導を行うとともに、不	節 避難応急対策」に定めるところにより、適切に情報提供と避難	の改正に伴
	安を取り除き社会的混乱を防止するため、「第3章 第29節	誘導を行うとともに、不安を取り除き社会的混乱を防止するため、	う修正
	観光客等帰宅困難者対策」に定めるところにより、帰宅困難者へ	「第3章 第29節 観光客等帰宅困難者対策」に定めるところに	
	の支援を行う。	より、帰宅困難者への支援を行う。	